萩市男女共同参画プラン

第２次改定版

～市民一人ひとりがいきいきと暮らすまちをめざして～

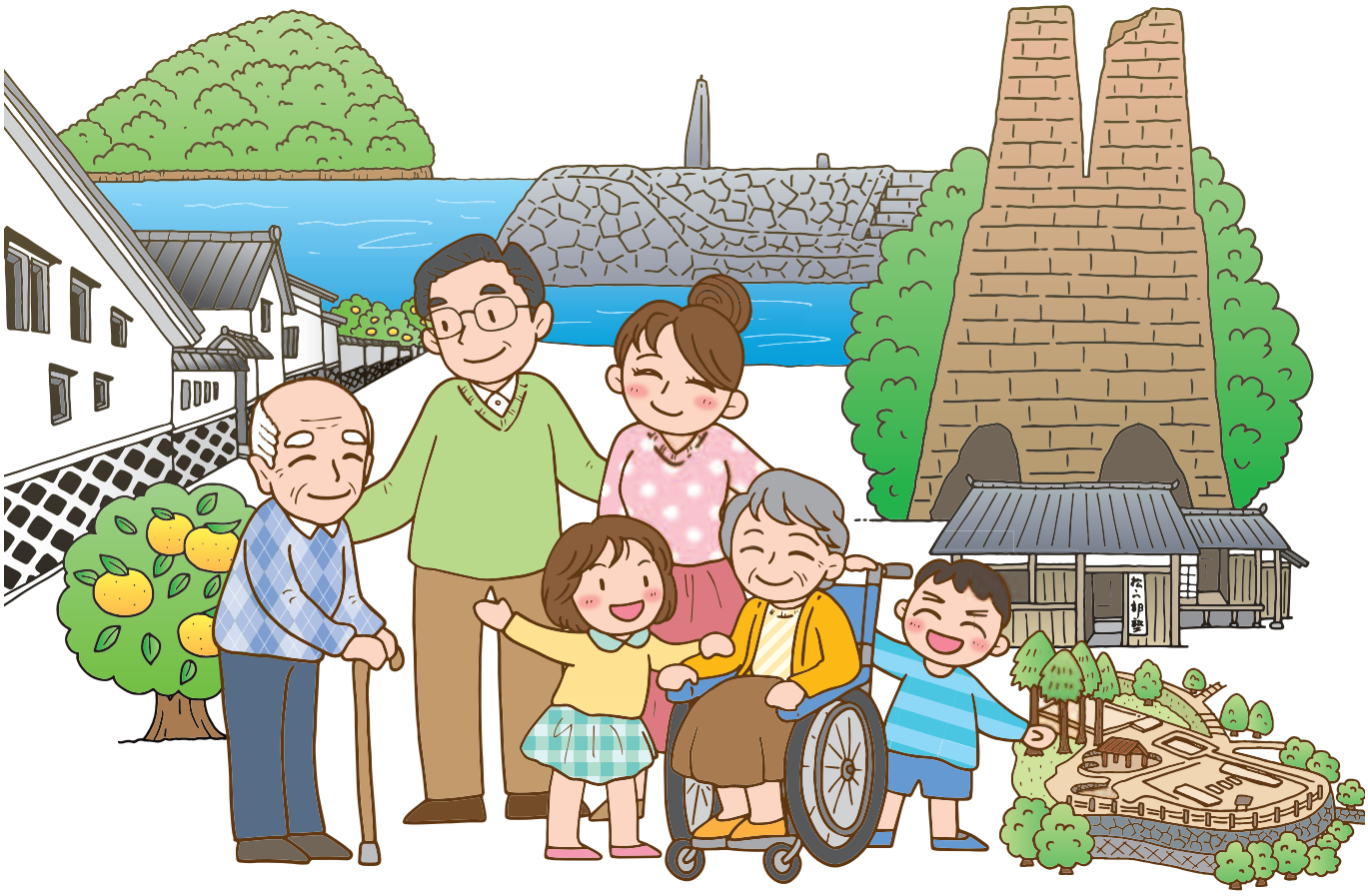

平成29年（2017年）３月

萩　市

はじめに

本市は、近代日本の礎を築いた多くの人材を輩出し、明治維新胎動の地といわれるまちです。私たちは、そのような進取の気風を受け継ぎ、市民一人ひとりがいきいきと暮らし、未来に向かって発展するまちづくりに取り組んできました。

近年の社会情勢は、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、家庭環境の変化や非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大、ライフスタイルの多様化など大きく変動しています。

このような状況に対応し、持続可能な活力ある社会を構築するには、性別による固定的な役割分担にとらわれず、あらゆる分野で、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要です。我が国においても、経済の成長のためには、女性の活力が必要であるとの認識のもと、女性の活躍が期待されているところです。

本市では、これまで、男女共同参画社会を実現するための基本指針として平成１９年３月に「萩市男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成２２年には「萩市男女共同参画推進条例」を制定、施行し、市、事業者及び市民が協働して総合的、計画的に男女共同参画に関する施策の推進に取り組んでまいりました。

このたび、平成２４年３月に改定した「萩市男女共同参画プラン（改定版）」の計画期間が満了することから、これまでの成果や社会情勢の変化等を踏まえ、「萩市男女共同参画プラン（第２次改定版）」を策定いたしました。

本市が未来に向かって発展し、市民一人ひとりが輝き、心豊かに健やかに暮らすためには、なお一層の努力が必要です。これからも、男女共同参画社会の実現に向けて、市、事業者及び市民の皆様と協働して、積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係者各位の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました萩市男女共同参画推進審議会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントに貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成２９年３月

萩市長　　野　村　興　兒

萩市男女共同参画プラン目次

第１章　プランの改定にあたって

１　プラン改定の趣旨……　５
２　プランの位置づけ……　５
３　プランの基本理念……　６
４　プランの期間……　６
５　プランの基本目標……　６
６　国・県の主な動き……　６

第２章　萩市の現状

１　少子高齢化の進行と人口減少社会の到来……　１１
２　家庭環境の変化……　１３
３　女性の労働力の状況……　１４
４　事業者の状況……　１４

第３章　プランの内容

施策の体系……　１７
基本目標１　男女共同参画社会に向けた意識づくり、人づくり……　１９
基本目標２　活力ある地域の実現に向けた男女共同参画の推進……　２４
基本目標３　女性の職業生活における機会と待遇の確保……　３０
基本目標４　男女間における暴力の根絶……　３５
基本目標５　男女が共に健やかに暮らせる社会づくり……　４０

第４章　プランの推進

１　プランの推進体制……　４９
２　プランの進行管理……　４９

参考資料

男女共同参画に関する国内外の動き……　５３
男女共同参画を理解するための用語説明……　５９
男女共同参画社会基本法……　６３
山口県男女共同参画推進条例……　６７
萩市男女共同参画推進条例……　７０
萩市男女共同参画推進条例施行規則……　７２
萩市男女共同参画行政推進本部設置規程……　７４
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律……　７６
ストーカー行為等の規制等に関する法律……　８４
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律……　９０
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律……　９６

第１章

プランの改定にあたって

第１章　プランの改定にあたって

１．プラン改定の趣旨

萩市では、「萩市男女共同参画プラン」（平成 19 年３月策定、平成 24 年３月改定）に基づき、地域で守られてきた歴史や伝統をいかしながら、市民一人ひとりがいきいきと暮らすまちを目指して、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。また、平成 22 年３月には、市、事業者及び市民が協働して、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「萩市男女共同参画推進条例」を制定しました。

これまでの取り組みにより、目標値に達しないながらも審議会等への女性の参画といった成果がみられる一方で、実質的な意思決定の場における男女共同参画が進んでいないなど、今日においてもなお、性別による固定的な役割分担意識や性差別の意識は根強く残っています。男女が互いにその人権を尊重し、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、今後も重要な課題となっています。

近年の社会情勢は、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、家庭環境の変化や地域社会のつながりの希薄化、世界規模での経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など、大きく変動しています。

このような状況においては、性別による固定的な役割分担にとらわれずに、あらゆる分野で、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要です。

この度、社会情勢の変化や国、県の動向に合わせた計画とするため、また計画期間が平成 28 年度で終了することから、「萩市男女共同参画プラン（改定版）」の内容の見直しを行いました。

２．プランの位置づけ

このプランは、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第３項、「萩市男女共同参画推進条例」第７条の規定に基づく基本計画として策定するとともに、「基本目標３」を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）」（以下「女性活躍推進法」という。）第６条第２項に基づく「市町村推進計画」として位置づけ、萩市の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本方針を示すものです。

また、このプランのうち「基本目標４」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」（以下「配偶者暴力防止法」という。）第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。

３．プランの基本理念

このプランは､｢市民一人ひとりがいきいきと暮らすまちづくり｣を基本理念とし、男女が互いを認め合い、尊重し合いながら、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画し、男女が共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指しています。

４．プランの期間

このプランの期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの５年間とします。ただし、国、県の動向や社会情勢の変化に合わせた計画とするため、必要に応じて見直しを行います。

５．プランの基本目標

プランの基本理念に基づき、施策を展開するため、次の５つの基本目標を定めています。

基本目標１　男女共同参画社会に向けた意識づくり、人づくり
基本目標２　活力ある地域の実現に向けた男女共同参画の推進
基本目標３　女性の職業生活における機会と待遇の確保
基本目標４　男女間における暴力の根絶
基本目標５　男女が共に健やかに暮らせる社会づくり

６．国・県の主な動き

平成 24 年３月の「萩市男女共同参画プラン（改定版)」以降、国・県においては次のような動きがありました。

（１）国の動き

・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（H25.10）

近年のストーカー行為等の実情を踏まえて、電子メールを送信する行為の規制対象への追加や、禁止命令等をすることができる公安委員会等の拡大、被害者の関与の強化などが規制されました。

・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（H29.1）

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「ＳＮＳ」という。）での行為もからむ深刻な被害が後を絶たないことから、ＳＮＳやブログにメッセージを送ったり書き込んだりし続ける行為、住居付近などをみだりにうろつく行為が規制対象に追加されました。罰則も強化され、禁止命令の手続きの迅速化な

ども盛り込まれました。

・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（H26．１）
　生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となりました。
　旧法律名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。

・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（H27．９）
　女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間の時限立法となっています。従業員 301 人以上の企業と、雇用主としての国や地方公共団体は、女性の活躍推進に向けた「特定事業主行動計画」の策定と公表が義務づけられました。同様のことは、従業員 300 人以下の企業にも努力義務とされました。

・「第４次男女共同参画基本計画」閣議決定（H27.12）
　男女共同参画社会基本法に基づく「第３次男女共同参画基本計画」（平成22年12月策定）の改定が行われ、閣議決定されました。この計画では、以下の４つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っています。
　①　男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
　②　男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
　③　男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
　④　男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

（２）県の動き

・「元気創出やまぐち!未来開拓チャレンジプラン」策定（H27．３）
　新たな県政運営の指針として、基本的な方向をまとめた総合計画で、その中で、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、仕事と子育て等の両立支援、女性の再チャレンジ支援、地域における女性の活躍の促進などに取り組むこととしています。

・「第４次山口県男女共同参画基本計画」策定（H28．３）
　男女共同参画社会基本法に基づく「第４次男女共同参画基本計画」が策定さ

れました。この計画で、目指す男女共同参画社会のすがたは、以下のものです。

○　家庭では　誰もが家族の一員として尊重され、お互いを支え合い、家族全員が力を合わせて家庭生活を築いています。

○　学校では　性別にとらわれることなく、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばし、思いやりと自立の意識が育まれています。

○　職場では　男女が共に働きやすく、能力が発揮できる職場環境の整備が進み、誰もが仕事と家庭、地域活動とのバランスを取って働いています。

○　地域社会では　誰もが様々な地域活動に積極的に参画し、地域社会の活性化が進んでいます。

・「第４次山口県配偶者暴力等対策基本計画」策定（H28．３）

社会情勢の変化等を踏まえ、「第４次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が策定されました。ストーカー対策を追加しています。

旧計画名「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」。

第2章

萩市の現状

第２章　萩市の現状

１．少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

本市の総人口の推移は、昭和15年から昭和25年の10年間で約２万人増加し、昭和30年に97,744人のピークを迎えました。その後、高度経済成長期に都市部への転出（若年層の就職等）により昭和45年には約78,000人に減少しました。

第２次ベビーブーム（昭和46年～昭和49年）の到来により、一旦微減傾向となりましたが、その後も減少傾向は変わらず、平成27年の国勢調査では49,560人となり、ピーク時から概ね半減し、本格的な人口減少局面を迎えています。

近年の人口の推移は、平成17年～平成27年の10年間で約8,400人減少しており、年平均840人前後で減少しています。

65歳以上の人口が総人口に占める割合を高齢化率といいますが、本市の割合は非常に高く、また０歳から14歳までの年少人口は低く推移しています。高齢化率が21パーセント以上の社会を超高齢社会といいますが、本市の平成28年12月末現在における高齢化率は、40.0％です。

図１　グラフ《総人口の推移》

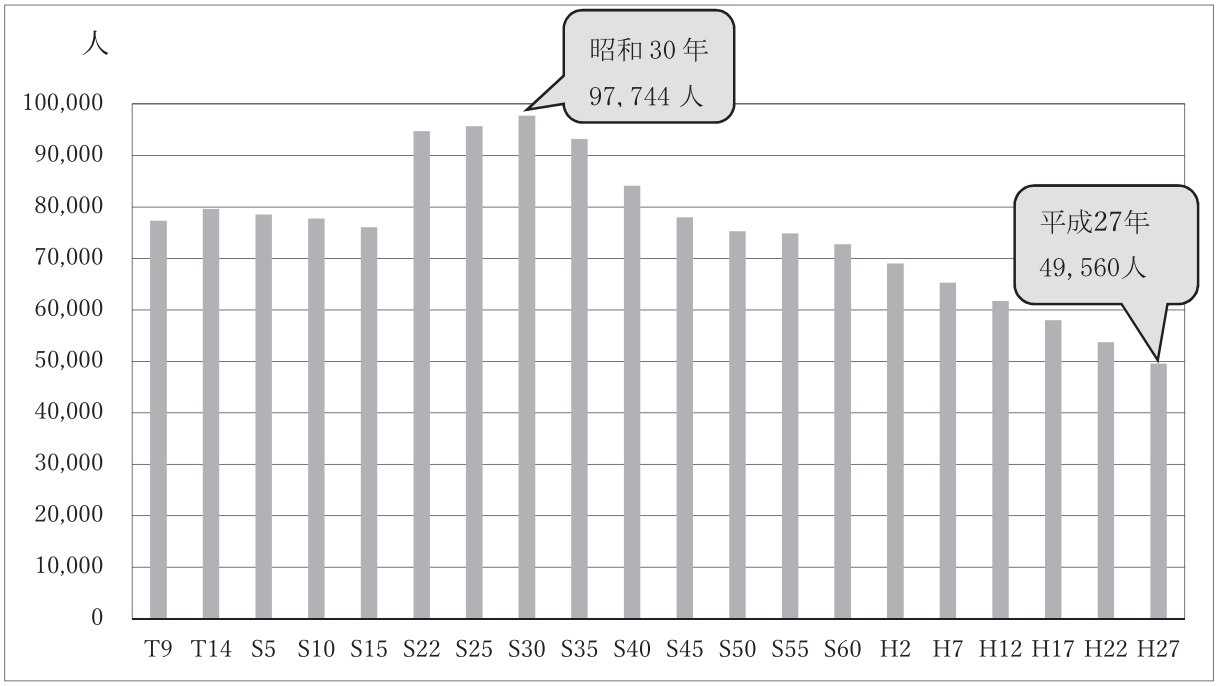

【国勢調査】

図２　グラフ《近年の人口の推移（各年 10 月１日現在）》

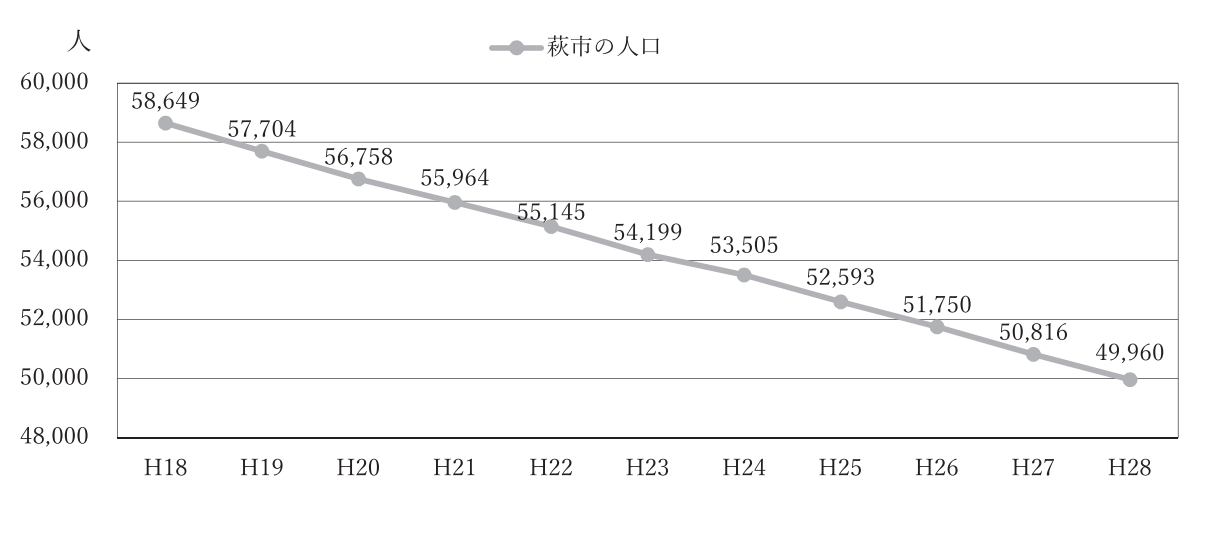

【萩市住民基本台帳】

図３　グラフ《住民基本台帳による年齢（３区分）別人口構成割合（各年 10 月１日現在）》

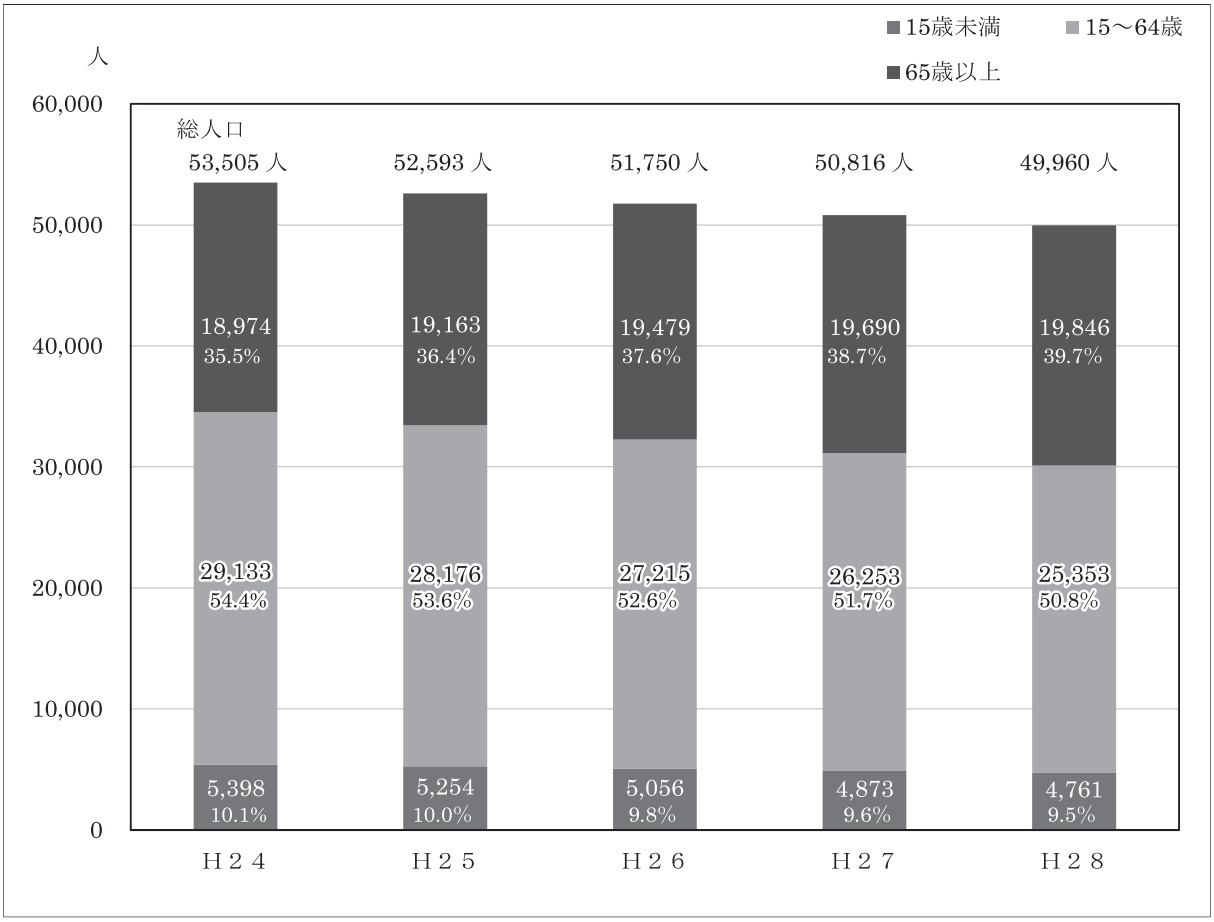

【萩市住民基本台帳】

２．家庭環境の変化

本市において、１世帯当たりの世帯人員は減り続けており、単独世帯が増加するなど家族形態は変化しています。

また、世帯数は減少しているのに、65 歳以上、75 歳以上の単独世帯、２人世帯は増えて、高齢世帯が増加している現状が分かります。

図４　グラフ《国勢調査における世帯数と１世帯当たり人員の推移》

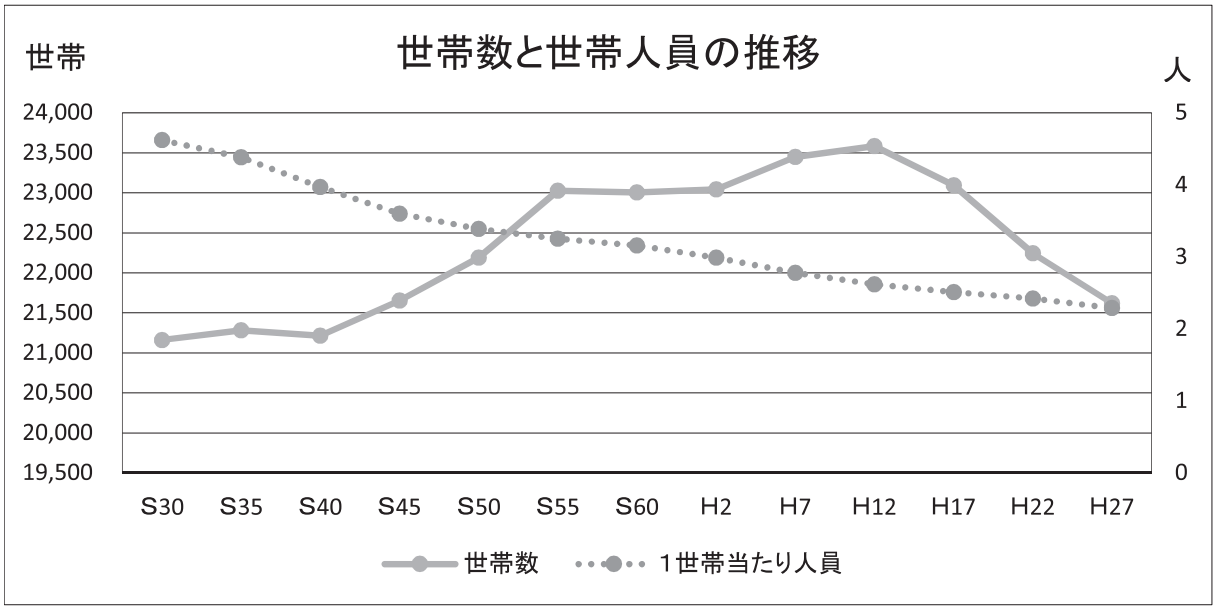

【国勢調査、山口県統計年鑑】

図５　表《単独世帯、２人世帯別世帯数の比較》

対象年月	総世帯数	単独世帯数	65歳以上	75歳以上	2人世帯数	65歳以上		どちらか一方が65歳以上		75歳以上		どちらか一方が75歳以上	
						夫婦	夫婦以外	夫婦	夫婦以外	夫婦	夫婦以外	夫婦	夫婦以外
H26.3末	24,108	9,315	5,531	3,808	7,515	3,241	186	741	1,033	1,253	33	740	819
H28.3末	23,959	9,705	5,899	4,001	7,450	3,350	190	722	1,037	1,268	29	703	817

【萩市住民基本台帳】

３．女性の労働力の状況

県においては、20 歳代後半から低下し、30 歳代前半を底に、40 歳代後半まで上昇するなど、全体としてM字カーブを描き、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子育てが一段落した段階で再び就業している状況が伺え、これは全国的にいえることです。

本市においては､20 歳代後半は低下せず､30 歳代前半がわずかに低下しています。

また、全体的に県よりも高く推移しています。

図６　グラフ《女性の年齢階級別労働力（平成 22 年）》

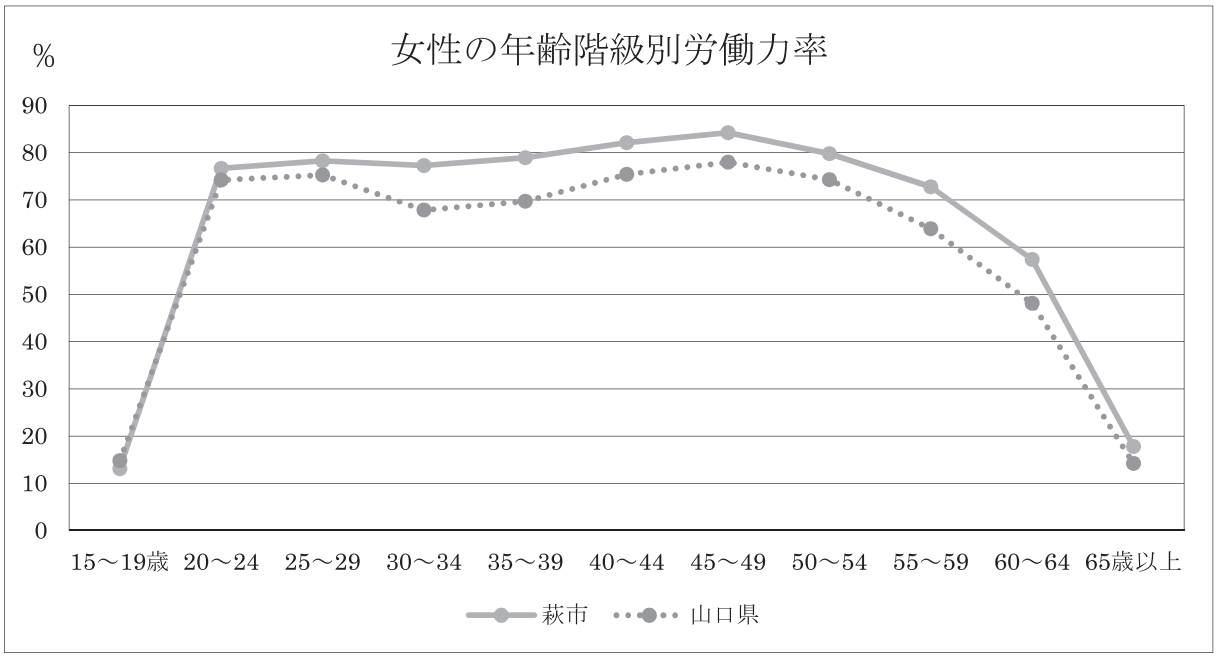

【国勢調査】

４．事業者の状況

県においては、平成 19 年度に「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証制度を創設しています。

これは、仕事と家庭・地域生活の両立支援や男女が共に働きやすい職場環境づくり、ポジティブ・アクションなど、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業者・団体等を「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証し、広報や必要な情報の提供等を通してその活動を支援するとともに、取組事例を広く紹介することにより、社会全体で男女共同参画を推進する気運の醸成を図ることを目的に、県内に活動拠点を有し、事業活動を行う事業者等を対象にしたものです。

平成 28 年３月現在、県では 455 事業者が認証されており、その内、本市は 23 事業者となっています。

第3章

プランの内容

第３章　プランの内容

《「萩市男女共同参画プラン（第２次改定版）」施策の体系》

基本目標	重点項目	具体的施策
基本目標１ 男女共同参画社会に向けた意識づくり、人づくり	(1) 互いを認め合い、思いやる心を育む意識づくり	①男女の人権尊重の視点に立った男女共同参画意識の啓発推進　特に、男性と子どもに対する意識啓発 ②市民活動団体等との協働による啓発活動の推進 ③男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実 ④国際交流・協力の促進
	(2) 男女共同参画の視点に立った教育、学習機会の充実	①幼少期からの男女の人権尊重、男女平等を推進する教育、学習機会の充実 ②市民の自主的学習への支援及び指導者の育成
	(3) メディアによる男女の人権尊重の推進	①男女の人権を尊重した表現の推進 ②メディアを活用した男女の人権尊重、男女共同参画の普及啓発の推進 ③男女の人権尊重、男女共同参画に関する学習機会の充実
基本目標２ 活力ある地域の実現に向けた男女共同参画の推進	(1) 男女の役割分担意識や社会制度の見直し	①性別による固定的役割分担意識の改革 ②男女共同参画の視点に立った社会制度の見直し
	(2) 施策等の立案及び決定の場への女性参画の推進	①市の女性職員の管理職等への登用 ②審議会等への女性委員の参画推進と拡大 ③事業者や各種団体等における女性登用の働きかけ ④男女共同参画のためのエンパワーメントの支援
基本目標３ 女性の職業生活における機会と待遇の確保	(1) 雇用の場における男女共同参画の推進	①事業者に対する啓発活動の推進 ②セクシュアル・ハラスメントの防止 ③貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
	(2) 農林水産業、商工業等の自営業における女性の経済的地位の向上	①女性の経営参画の促進と担い手の育成 ②起業家の育成支援 ③生きがいを持って働くことができる環境づくり
	(3) 多様な働き方を可能にする就業環境の整備	①法制度の周知及び情報提供 ②介護・子育て支援サービス等の充実
基本目標４ 男女間における暴力の根絶	(1) 男女は人として平等であるということの意識啓発	①男女間の暴力を許さないという意識啓発の推進 ②暴力を生まないための予防教育の実施 ③法制度の周知及び情報提供
	(2) 暴力被害者への相談・支援の充実	①相談・支援体制の強化 ②配偶者等暴力被害者の心のケアと自立に向けた支援の充実 ③関係機関との連携強化
基本目標５ 男女が共に健やかに暮らせる社会づくり	(1) 命の尊さ、生きる喜びを実感できる環境づくり	①生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進 ②高齢者・障がい者等が安心して暮らせる福祉サービス等の充実 ③男女がいきいきと活躍できる生涯現役社会づくりの推進 ④性的少数者への理解の促進と心のケア
	(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	①家事・育児・介護等に対する意識啓発の推進及び学習機会の提供 ②男女の地域活動への参画促進 ③事業者及び市民に対する啓発活動の推進

基本目標１

男女共同参画社会に向けた意識づくり、人づくり

男女共同参画の推進に当たっては、一人ひとりが男女共同参画に対する正しい理解や意識を持ち、自らの意思で行動できることが重要です。

吉田松陰をはじめとする郷土の先人達は、自らの意思で行動できる人づくりのための教育を実践しました。

私たちは日本の近代化を推し進め、苦難の時代を切り開いた先人達を誇りとし、教育、学習を通じて個人の能力、生き方、考え方を尊重し、認め合い、思いやる意識づくりによる人づくりを進める必要があります。

また、急速に発展する高度情報化社会の中で、様々な情報が氾濫し、男女共同参画社会の意識づくりにも影響を及ぼすと考えられます。メディアを通じ正しい情報を発信し、男女の人権尊重の意識づくりを推進することが重要です。

重点項目１　互いを認め合い、思いやる心を育む意識づくり
重点項目２　男女共同参画の視点に立った教育、学習機会の充実
重点項目３　メディアによる男女の人権尊重の推進

●重点項目１●

互いを認め合い、思いやる心を育む意識づくり

市民一人ひとりが生きがいを持ち、豊かで充実した生活を送るには、個人の人権が尊重され、男女がそれぞれの良さをいかしながら個性と能力を十分発揮できることが大切です。

そのためには、個人の能力、生き方、考え方を尊重して互いを認め合い、思いやる意識づくりが求められ、加えて、地域社会に潜在する問題点を自覚し、解決していく意識づくりを進めなければなりません。

また、男女共同参画社会の形成は、社会の制度や慣行にしばられない社会を目指しており、男性にとってもより暮らしやすいものとなるはずです。

さらに、子ども一人ひとりが男女共同参画への理解を深めることは、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながるため、子どもの発達段階に応じ、男女の人権の尊重と平等、男女の相互理解と協力の重要性、家族の大切さなどに関する教育や男女の身体的特色を理解するための性教育を推進するとともに、その内容の充実を図ります。

男女共同参画の取組は、国際社会における様々な動きと密接に連動しています。男女共同参画に関連した国際社会の動向について、国や県と連携して情報提供の充実を図るとともに、性別や国籍にかかわらず相互理解を深めるため、地域の特性をいかした国際交流と連携を促進します。

《具体的施策》

①男女の人権尊重の視点に立った男女共同参画意識の啓発推進
**　特に、男性と子どもに対する意識啓発**
②市民活動団体等との協働による啓発活動の推進
③男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実
④国際交流・協力の促進

具体的施策／取組内容	担当課
①男女の人権尊重の視点に立った男女共同参画意識の啓発推進 特に、男性と子どもに対する意識啓発	
●男女共同参画の意識醸成を図るための各種啓発事業の実施 特に、男性と子どもに対する意識啓発の推進	市民活動推進課
●人権問題の早期解決と人権意識の高揚のための各種事業の実施	福祉政策課
●人権教育及び人権啓発を推進するための講座及び研修会の実施	福祉政策課
●各学校における人権教育の推進	学校教育課
●各学校における男女共同参画意識の啓発推進及び性教育の充実	学校教育課
②市民活動団体等との協働による啓発活動の推進	
●市民活動団体等への情報提供及び啓発活動支援	市民活動推進課
●女性団体に対する活動支援	市民活動推進課
③男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実	
●男女共同参画に関する市民意識調査の実施	市民活動推進課
●審議会等への女性登用状況調査及び職員の管理職等への女性登用調査の実施	市民活動推進課
●男女共同参画に関する情報提供	市民活動推進課
●女性団体に対する活動支援	市民活動推進課
④国際交流・協力の促進	
●姉妹都市・友好都市等との交流促進	企画政策課
●各学校における国際理解を深める学習及び平和学習の充実	学校教育課

図７　グラフ《男女共同参画に関する意識》

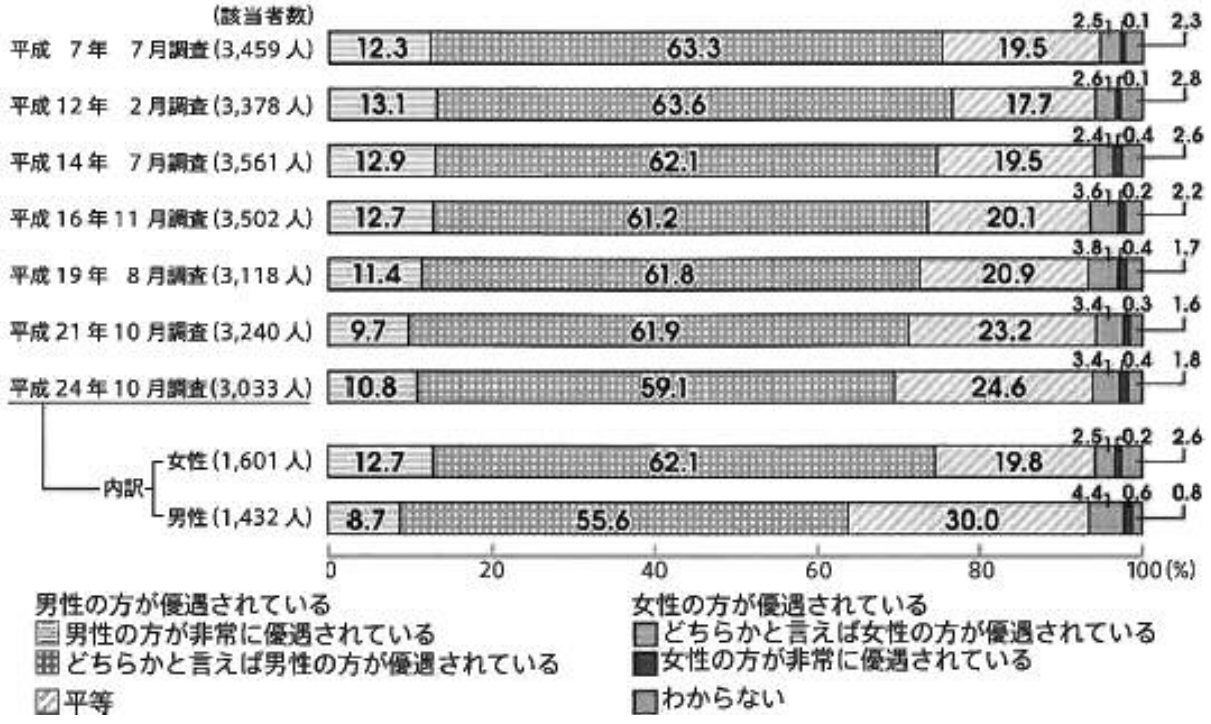

【内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」】

●重点項目２●

男女共同参画の視点に立った教育、学習機会の充実

男女共同参画を推進するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、行動することが重要です。

男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるように、あらゆる分野において男女共同参画に関する教育や学習機会を確保し、内容も充実させることが必要です。

なかでも、幼少期からの教育が重要であると考え、学校だけでなく、家庭、地域において人権の尊重、男女平等意識の定着を図るための教育、学習機会の充実を図ります。

一方、男女共同参画に関する教育や学習を推進する上で、指導者の育成が重要です。子どもの教育に関わる人に対して、性別による役割分担や慣習、制度を見直し、男女共同参画の視点を持った指導者の育成を推進します。

また、行政職員に対しても、男女共同参画の意識の向上を図り、地域等で指導的役割を果たしていけるよう資質の向上を目指します。

《具体的施策》

①幼少期からの男女の人権尊重、男女平等を推進する教育、学習機会の充実
②市民の自主的学習への支援及び指導者の育成

具体的施策／取組内容	担当課
①幼少期からの男女の人権尊重、男女平等を推進する教育、学習機会の充実	
●男女の人権、男女共同参画に関する各種講座の開催	市民活動推進課
●保育士・教職員等に対する研修の実施	子育て支援課 学校教育課
●各学校における男女の人権尊重、男女平等等に関する教育の充実	学校教育課
●各学校における性別にとらわれない進路指導の充実	学校教育課
②市民の自主的学習への支援及び指導者の育成	
●男女共同参画に関する講座等の情報提供	市民活動推進課
●男女共同参画アドバイザー派遣事業の実施	市民活動推進課
●人権出前講座の実施	福祉政策課
●指導者育成のための研修の実施	市民活動推進課 福祉政策課

●重点項目３●

メディアによる男女の人権尊重の推進

高度情報化が進んだ現代社会において、正しい情報を伝えるためには、市広報、新聞、テレビ等の情報媒体を通じた啓発はますます重要になっています。

スマートフォンの普及とともに、様々な情報が氾濫し、個人個人が多くの情報を知り得ることができることから、メディア（※）に携わる人々が正しい男女の人権尊重意識を持つことが重要になります。

このため、市広報や刊行物の発行に当たっては、男女の人権尊重、男女共同参画の視点に立った表現に努めるとともに、男女の人権尊重及び男女共同参画に関する意識啓発を推進するための学習機会の充実に努めます。

また、社会に氾濫している情報を受動的に受けとめるのではなく、主体的に読み取り、情報を精査し活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図ります。

《具体的施策》

①男女の人権を尊重した表現の推進
②メディアを活用した男女の人権尊重、男女共同参画の普及啓発の推進
③男女の人権尊重、男女共同参画に関する学習機会の充実

具体的施策／取組内容	担当課
①男女の人権を尊重した表現の推進	
●男女の人権尊重に配慮した市広報や刊行物の作成	広報課
②メディアを活用した男女の人権尊重、男女共同参画の普及啓発の推進	
●市報及びホームページ等による情報提供及び広報活動の実施	市民活動推進課
③男女の人権尊重、男女共同参画に関する学習機会の充実	
●情報を自分で考え、選択して活用する能力の向上のための講座等の開催	市民活動推進課

（※）メディア…新聞・テレビ・ラジオ等の情報伝達媒体、情報を広く行きわたらせる手段

基本目標２

活力ある地域の実現に向けた男女共同参画の推進

男女が共に政策決定の場へ参画することは、男女共同参画社会を実現する上で極めて重要です。しかし、こうした意思決定の場への女性の参画は未だ十分とは言えず、まだまだ女性の地位向上を妨げる固定的役割分担意識は根強く残っています。

そこで、社会制度や慣行、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野で男女が共に個性と能力を十分に発揮し、意欲を持って豊かで活力ある地域づくりに参画できる環境が求められています。

重点項目１　男女の役割分担意識や社会制度の見直し
重点項目２　施策等の立案及び決定の場への女性参画の推進

●重点項目１●

男女の役割分担意識や社会制度の見直し

これまでの行政や事業所等の取り組みにより、性別による社会的不平等は徐々に解消に向かっているように見えます。しかし、伝統や文化から引き継がれている慣行や今までの社会制度には、性別による役割分担があり、個人個人の考え方に根ざしていることから、家庭、職場、教育現場などを含めた地域社会の中で、性別による役割分担意識はまだまだ残っています。これは、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し自分らしく生きることを阻害する要因にもなり、中には人権侵害に当たるものがあります。

一人ひとりの生き方の選択を妨げることのない社会とするために、必要に応じて社会制度を見直すとともに、個人の意識改革を促進します。

《具体的施策》

①性別による固定的役割分担意識の改革
②男女共同参画の視点に立った社会制度の見直し

具体的施策／取組内容	担当課
①性別による固定的役割分担意識の改革	
●性別による固定的役割分担意識の改革のための啓発事業の実施	市民活動推進課
②男女共同参画の視点に立った社会制度の見直し	
●男女共同参画を推進するための社会制度について啓発活動の実施	市民活動推進課

図８　グラフ《固定的な性別役割分担意識》
～夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである～

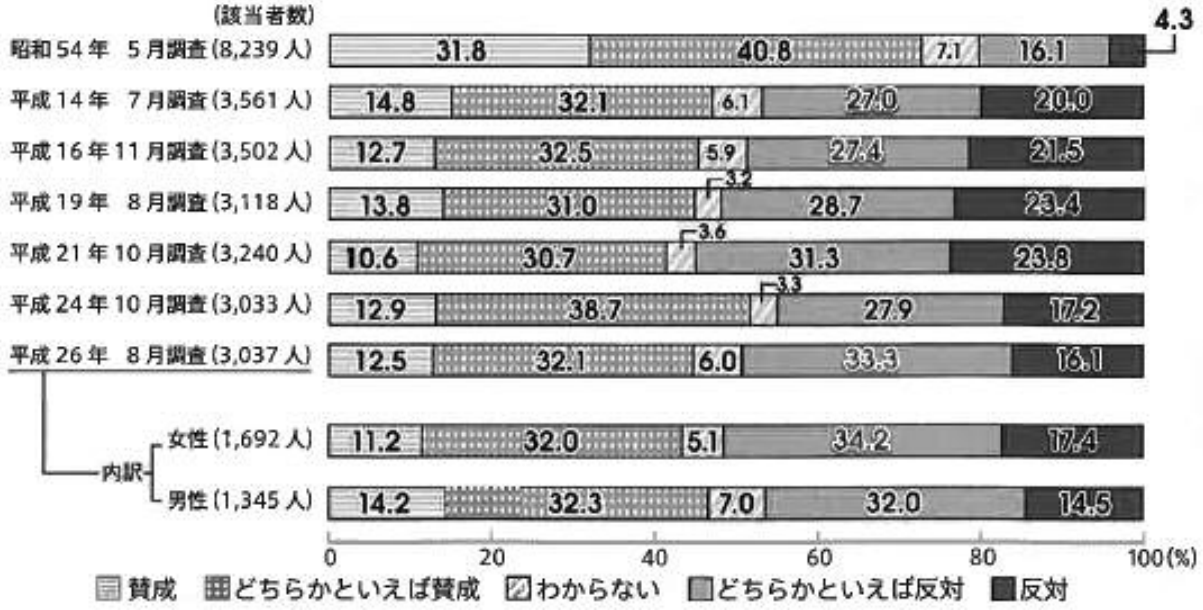

【内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年 10 月まで）、
「女性の活躍推進に関する世論調査（平成 26 年 8 月）」】

●重点項目２●

施策等の立案及び決定の場への女性参画の推進

男女が施策等の立案及び決定の場に共に参画することは、男女共同参画社会を実現する上で重要なことですが、現状は女性の参画が十分ではない状況にあります。

国においては、「2020 年までに、あらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度」になることを目指して、取組をしています。

これは、女性に対して参画の機会が十分に提供されてこなかったことが要因の一つと考えられ、女性に対し積極的に機会を提供し、施策等の立案及び決定の場における実質的な男女の機会の均等を図る必要があります。

特に災害時には、増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中することが問題として明らかになっているため、防災施策等に関する決定の場において女性の参画が必要です。

新たな発想が生まれ、さまざまな価値観が尊重される柔軟な社会を構築するため、事業者や各種団体等に対し、引き続き、積極的に女性の参画拡大を推進するよう強く働きかけていきます。

また、女性自らの参画への意識を高めるため、対象に応じた分かりやすい啓発活動を積極的に行うなど女性のエンパワーメント(※) のための学習機会の充実と人材育成に努めます。

《具体的施策》

①市の女性職員の管理職等への登用
②審議会等への女性委員の参画推進と拡大（目標：引き続き 40%を確保）
③事業者や各種団体等における女性登用の働きかけ
④男女共同参画のためのエンパワーメントの支援

具体的施策／取組内容	担当課
①市の女性職員の管理職等への登用	
●女性職員の管理職等への積極的な登用	総務課
●女性職員の能力向上のための研修派遣の実施	総務課
②審議会等への女性委員の参画推進と拡大（目標：引き続き40%を確保）	
●審議会、委員会等における女性委員の登用率の向上	関係課
③事業者や各種団体等における女性登用の働きかけ	
●事業者や各種団体等における意思決定の場への女性の参画の促進	市民活動推進課
●事業者等への女性の登用及び雇用促進の協力要請	商工振興課
④男女共同参画のためのエンパワーメントの支援	
●エンパワーメントのための学習会、講座等の開催支援及び情報提供	市民活動推進課
●各公民館等における女性向けのセミナー、講座等の開催	文化・生涯学習課

（※）エンパワーメント…責任を持った社会の構成員として、政治、経済、社会、文化などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め行動できる能力を身につけ、その能力を発揮し、行動していくことをいう。

図９　表《市職員の女性の登用状況（萩市）》

	職員数				管理職以上				係長以上			
	計	男性	女性	女性構成率	計	男性	女性	女性登用率	計	男性	女性	女性登用率
平成24年度	945	555	390	41.3%	160	142	18	11.3%	479	344	135	28.2%
平成25年度	930	547	383	41.2%	158	142	16	10.1%	481	349	132	27.4%
平成26年度	911	533	378	41.5%	162	146	16	9.9%	492	358	134	27.2%
平成27年度	882	515	367	41.6%	150	133	17	11.3%	482	347	135	28.0%
平成28年度	855	494	361	42.2%	129	117	12	9.3%	451	323	128	28.4%

【総務課】

図 10　表《審議会等への女性の参画状況（萩市）》

区分	審議会等の数			審議会等委員		
	総数	女性が参画する審議会等	女性が参画する審議会等割合	委員総数（人）	女性委員（人）	女性委員割合
平成 24 年	99	90	90.9%	1,712	593	34.6%
平成 25 年	100	93	93.0%	1,690	619	36.6%
平成 26 年	99	92	92.9%	1,655	610	36.9%
平成 27 年	97	91	93.8%	1,535	566	36.9%
平成 28 年	88	84	95.5%	1,504	572	38.0%

【市民活動推進課男女共同参画推進室】

図 11　グラフ《意思決定の場に女性の参画が少ない理由（山口県）》

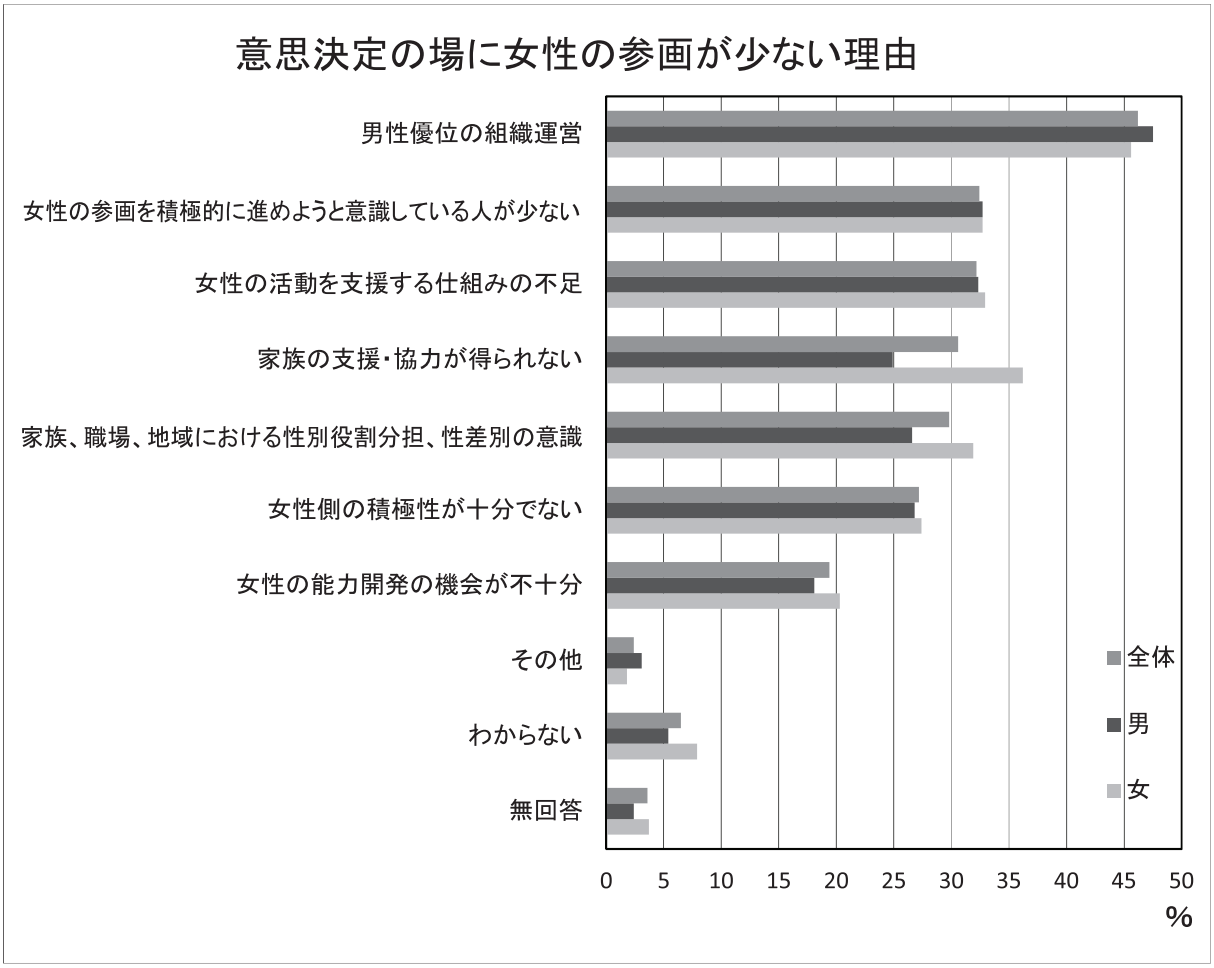

【平成 26 年度山口県男女共同参画に関する県民意識調査】

【萩市女性活躍推進計画】

基本目標３

女性の職業生活における機会と待遇の確保

女性の社会進出、男女の職域拡大が進む中で、雇用環境は改善されつつありますが、未だ女性が能力を十分発揮できる環境が実現しているとは言えません。

新たに制定された女性活躍推進法（平成 27 年９月）では、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

また、働きたい人が性別にかかわりなく、その能力を十分に発揮することができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現にとって重要な意味を持っています。そのためには、男女が性別により差別されることなく均等な機会を与えられ、個人の能力に応じた待遇が受けられることなど、男女雇用機会均等法等関係法令の履行が十分に確保される必要があります。

そして、女性が家事、育児、介護等を担うべきであるという役割分担意識にとらわれず、家庭、地域、行政、民間事業所等と連携し、男女ともに働き続けることができる社会づくり、意欲を持って働くことができる環境づくりが重要です。

重点項目１　雇用の場における男女共同参画の推進
重点項目２　農林水産業、商工業等の自営業における女性の経済的地位の向上
重点項目３　多様な働き方を可能にする就業環境の整備

●重点項目１●

雇用の場における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法など雇用の場における法制上の整備は進められてきましたが、賃金においても雇用においても実質的な均等が図られているとは言えない現状です。

男女の均等な機会及び待遇の確保、セクシュアル・ハラスメント(※)に関する雇用管理の改善などが男女雇用機会均等法や労働基準法に基づき確保されるよう事業者に働きかけるとともに、意識啓発を推進します。

また、求職中の離職者や就労女性の半数を占める非正規労働者、新卒予定の学生・生徒、ひとり親家庭など、生活上の困難に直面する男女への支援を図ります。

《具体的施策》

①事業者に対する啓発活動の推進
②セクシュアル・ハラスメントの防止
③貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

具体的施策／取組内容	担当課
①事業者に対する啓発活動の推進	
●事業者に対する労働関係法令及び制度の周知、啓発	市民活動推進課 商工振興課
●やまぐち男女共同参画推進事業者募集に対する周知	市民活動推進課
②セクシュアル・ハラスメントの防止	
●庁内におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の充実	総務課
●セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動の実施	市民活動推進課
●セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の充実	市民活動推進課
③貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	
●離職者等への生活安定対策	商工振興課
●生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭に対する支援	市民活動推進課 子育て支援課

（※）セクシュアル・ハラスメント…相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、または、相手方の生活環境を害することをいう。行為を受けた人が嫌悪を感じたかどうかが決め手となる。

図 12　グラフ《性、年齢階級別賃金（全国）》

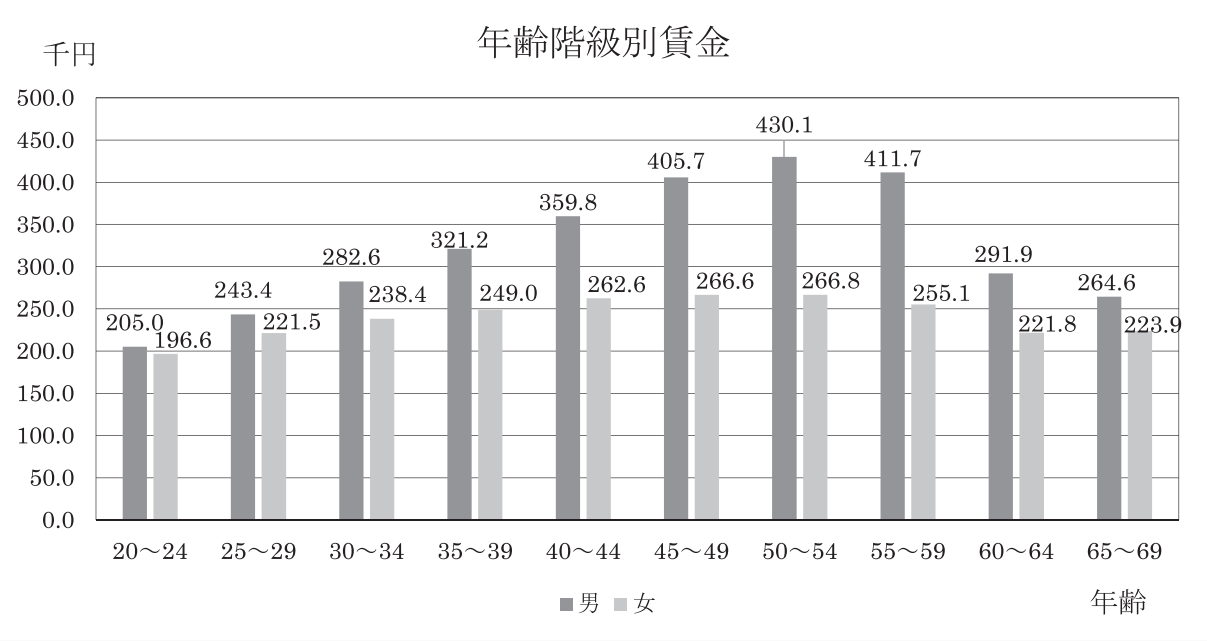

【平成 27 年賃金構造基本統計調査】

図 13　グラフ《雇用形態別雇用者の構成割合の推移（全国）》

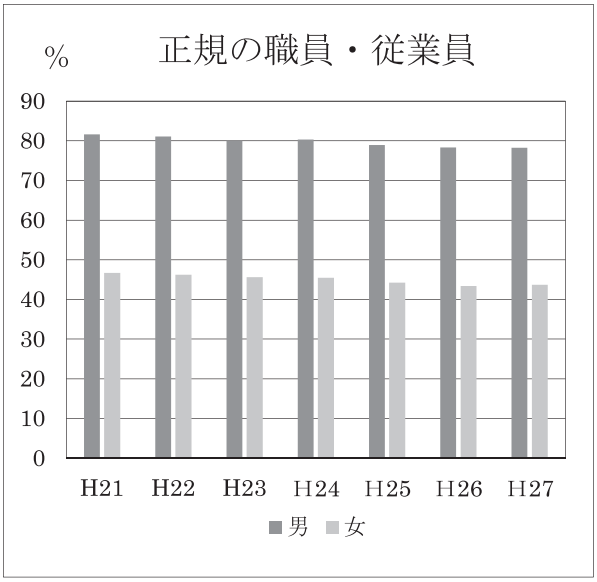

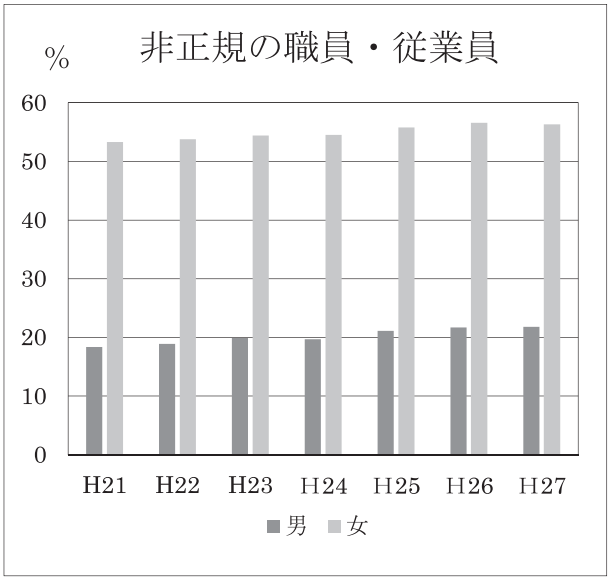

【労働力調査】

●重点項目２●

農林水産業、商工業等の自営業における女性の経済的地位の向上

農林水産業、商工業等の自営業の分野においては、担い手の育成という視点から、男女が共に自信と誇りを持って就業する機会を確保することが必要です。

自営業においては、生産の場と生活の場が一体となっており、その両面で女性は重要な役割を担っているにもかかわらず、その役割に見合う適正な評価を受けているとは言えません。

このため、女性が両面で貢献していることを適正に評価するとともに、男性の対等なパートナーとして、経営や事業運営等に女性が参画する機会を確保するに当たり、女性の意識向上とともにその資質向上を図るための研修会の開催や起業への支援などに取り組みます。

さらに、男女が互いの役割を認め合い、生きがいを持って働くことができる環境づくりに努めます。

《具体的施策》

①女性の経営参画の促進と担い手の育成
②起業家の育成支援
③生きがいを持って働くことができる環境づくり

具体的施策／取組内容	担当課
①女性の経営参画の促進と担い手の育成	
●農林水産業、商工業等における後継者、担い手育成のための講座等の開催及び経済的支援	農林振興課 水産課 商工振興課
②起業家の育成支援	
●農林水産業、商工業等における女性起業家や起業グループの育成・支援	農林振興課 水産課 商工振興課 観光課
③生きがいを持って働くことができる環境づくり	
●農林水産物加工品の製造や朝市等女性グループに対する活動支援	農林振興課 水産課
●家族経営協定の普及啓発	農林振興課 水産課
●農林水産業の振興に関する活動支援及び情報提供	農林振興課 水産課

●重点項目３●

多様な働き方を可能にする就業環境の整備

社会経済情勢が変化する中、就労者の個々の価値観やライフスタイルが多様化するとともに、パートタイム労働者、派遣労働者等非正規雇用が増加しています。

男女共同参画推進のため、正規雇用と非正規雇用の均衡待遇の促進など男女が多様な働き方を選択できる環境整備を促進します。

また、今後、女性をはじめとして多様な人材の活用が欠かせないことから、継続就業及び再就職に対する支援についても取り組む必要があります。

《具体的施策》

①法制度の周知及び情報提供
②介護・子育て支援サービス等の充実

具体的施策／取組内容	担当課
①法制度の周知及び情報提供	
●就業に関連した法制度の周知及び情報提供	福祉政策課 商工振興課
②介護・子育て支援サービス等の充実	
●各種保育・介護サービスの充実	子育て支援課 高齢者支援課 地域包括支援センター
●各種育児・介護に関する相談支援体制の充実	子育て支援課 高齢者支援課 地域包括支援センター
●育児や介護に携わる者同士が交流するための場の確保	健康増進課 子育て支援課 高齢者支援課
●地域子育て活動への支援	子育て支援課
●児童厚生施設等の整備充実	子育て支援課
●放課後子ども教室の推進	文化・生涯学習課

【萩市配偶者暴力防止基本計画】

基本目標４

男女間における暴力の根絶

男女間における暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。

人は暴力にさらされると脅え、萎縮し、のびのびと自由に行動ができなくなります。暴力は否定され排除されるべきものです。

深刻な社会問題にもかかわらず潜在化しがちな配偶者等からの暴力を含む男女間におけるあらゆる暴力を根絶する必要があります。

改正された配偶者暴力防止法（平成 26 年１月）では、適用される当事者の範囲が、夫婦や事実婚関係にある男女だけでなく、同居する恋人からの暴力についても保護の対象となりました。

男女間の暴力の根絶に向けて、暴力を生まないための予防教育や暴力は許さないという意識を醸成するため啓発活動の充実が必要です。

重点項目１　男女は人として平等であるということの意識啓発
重点項目２　暴力被害者への相談・支援の充実

●重点項目１●

男女は人として平等であるということの意識啓発

男女共同参画社会基本法第３条の「男女の人権の尊重」は男女共同参画社会の根幹をなす基本理念です。

配偶者や交際相手等からの暴力、ストーカー行為等は深刻な社会問題となっています。また、近年、ＳＮＳなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は一層多様化しています。こうした新たな形の暴力に対しても、的確に対応していく必要があります。

性別に起因する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画推進を阻害する要因の一つで、決して許されるものではありません。

このため、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さないという意識啓発及び様々な暴力を生まないための予防教育に努めます。

《具体的施策》

①男女間の暴力を許さないという意識啓発の推進
②暴力を生まないための予防教育の実施
③法制度の周知及び情報提供

具体的施策／取組内容	担当課
①男女間の暴力を許さないという意識啓発の推進	
●男女間の暴力を許さないという意識啓発の推進	市民活動推進課
②暴力を生まないための予防教育の実施	
●暴力予防に関する講座等の開催	市民活動推進課
●学校における人権尊重に関する教育の充実	学校教育課
●高齢者に対する暴力防止研修会等の実施	地域包括支援センター
③法制度の周知及び情報提供	
●法制度の周知のための啓発事業の実施	市民活動推進課

●重点項目２●

暴力被害者への相談・支援の充実

配偶者など親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力をドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）といい、交際相手から振るわれる暴力のことをデートＤＶといいます。このような暴力は、身体的、精神的、性的、その他の形で被害者に恐怖と不安を与え、生活の混乱を招き、自信の喪失、無力感をもたらし、犯罪ともなる重大な人権侵害です。ＤＶ被害者の多くは女性であり、暴力に関する相談は年々増加傾向にあります。

家庭内で起きる暴力は深刻な社会問題であるにもかかわらず、家庭という密室で起こっているために個人的な問題として捉えたり、暴力が日常化しているために被害者自身に暴力を受けている認識がなかったり、経済的な理由などにより我慢せざるを得ない状況があるなど、未だ多くの被害が潜在していると考えられます。

暴力は心身に深い傷を残すことから、被害者を救済するために、早期発見と、被害者の心のケアと自立に向けた支援に努めます。

また、個々の実情に応じた多様な支援をするため、相談・支援体制の充実を図るとともに、関係機関とのきめ細かい連携を強化します。

《具体的施策》

①相談・支援体制の強化
②配偶者等暴力被害者の心のケアと自立に向けた支援の充実
③関係機関との連携強化

具体的施策／取組内容	担当課
①相談・支援体制の強化	
●女性相談窓口の周知及び情報提供の実施	市民活動推進課
●支援体制の強化	市民活動推進課 子育て支援課 地域包括支援センター
②配偶者等暴力被害者の心のケアと自立に向けた支援の充実	
●女性相談窓口による配偶者暴力等被害者への支援を実施	市民活動推進課
③関係機関との連携強化	
●関係機関と連携し配偶者等暴力被害者への支援を実施	市民活動推進課 地域包括支援センター

図 14　グラフ《萩市女性相談窓口相談受付状況》

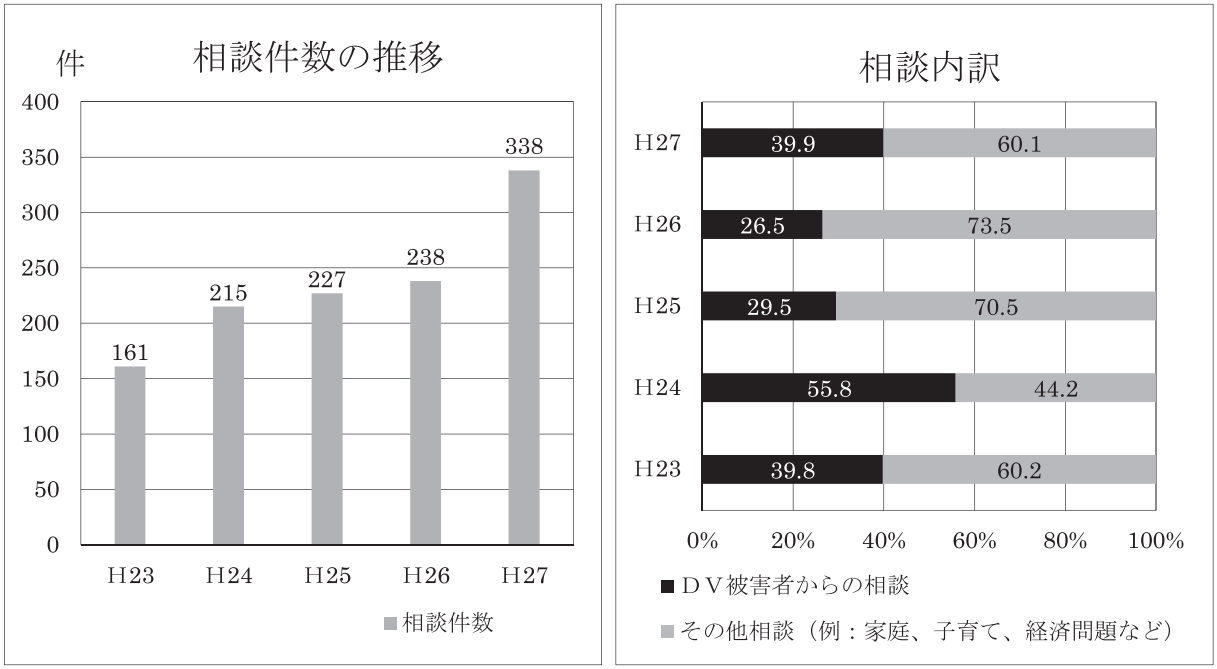

【市民活動推進課男女共同参画推進室】

図 15　グラフ《平成 27 年度実施アンケート結果（萩市出前講座）》

平成２７年度　高校生（男性８１名、女性１０５名）

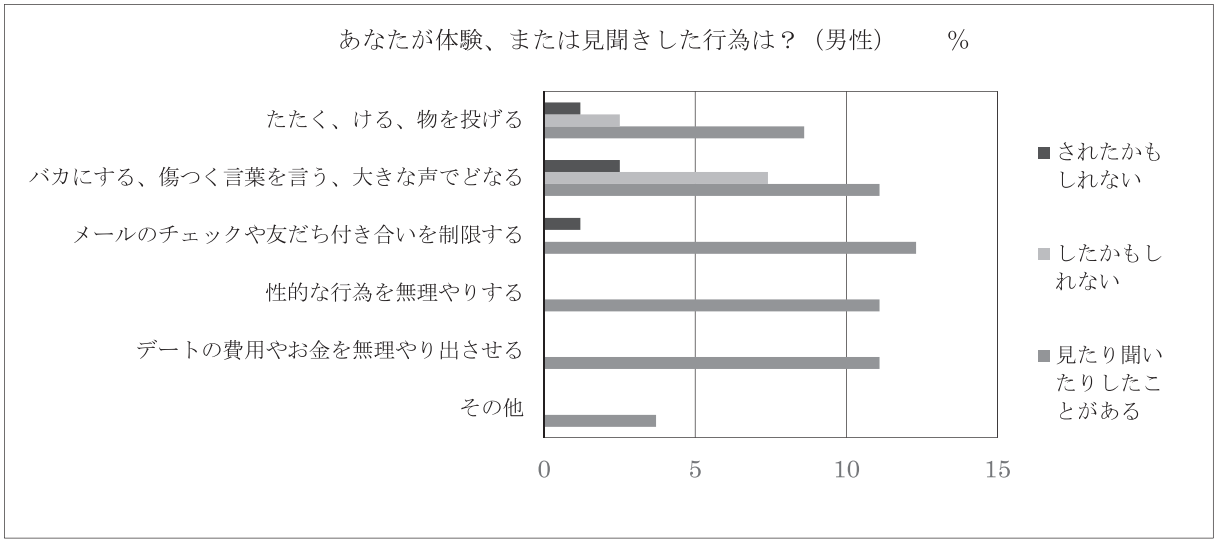

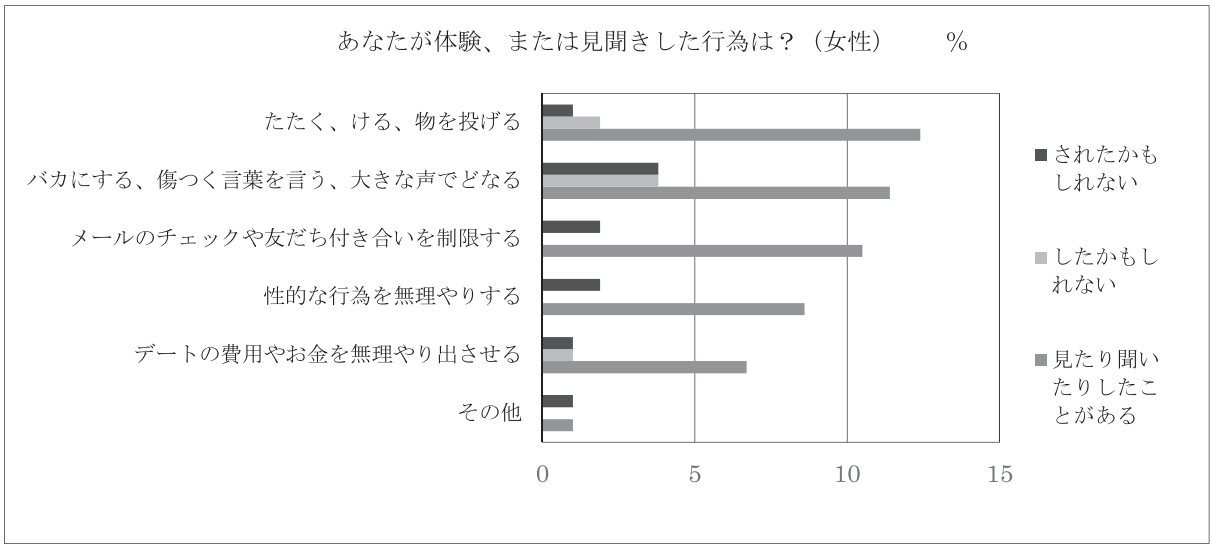

平成２７年度　至誠館大学、萩看護学校（男性２６名、女性６９名）

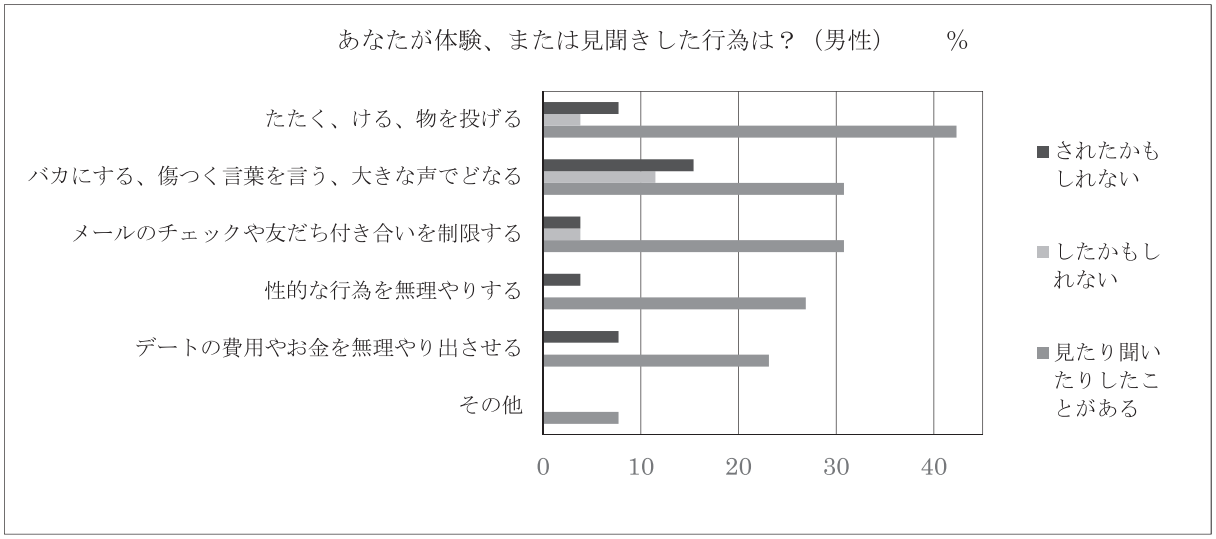

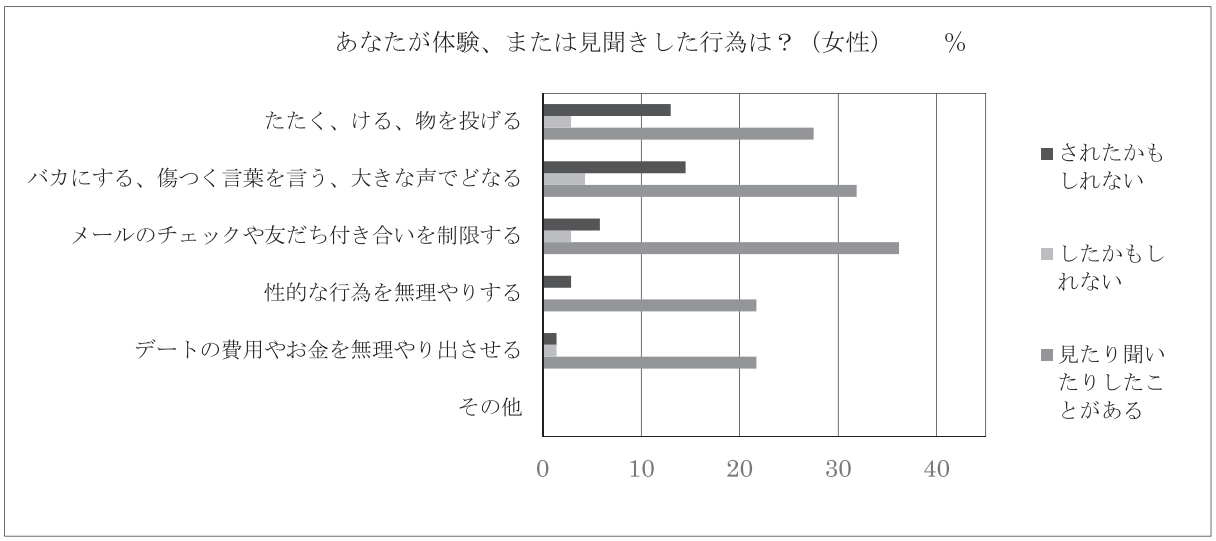

【市民活動推進課男女共同参画推進室】

基本目標５

男女が共に健やかに暮らせる社会づくり

個人の生きがいや価値観は多様化していますが、生涯を通じて心身共に健康でいきいきと暮らすことは、私たちの願いであり、男女共同参画社会の目指す姿でもあります。

そのためには、互いの生き方、考え方を尊重し、協力しあうことが大切です。

特に、社会を構成する基本となる家庭を振り返り、改めて家族の在り方を考えることが求められています。

そこで、家族を構成する一人ひとりが、命の尊さ、生きる喜びを実感でき、心豊かな生活を送るための環境づくりが重要です。

重点項目１　命の尊さ、生きる喜びを実感できる環境づくり
重点項目２　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

●重点項目１●

命の尊さ、生きる喜びを実感できる環境づくり

混迷した社会情勢の中で、悲惨な事件が後を絶ちません。
あらためて命の尊さ、生きる喜びを実感できる環境づくりが必要です。
誰もが安心して暮らすことができる環境づくりに向けては、生活に困難を抱えている高齢者や障がい者等がいれば、その安定した生活に向けた支援が必要となります。
また、周囲の理解や認識不足によって引き起こされている、性的少数者への社会的偏見や差別をなくすためには、理解の促進を図ることが必要となります。
そのため、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を共に営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊いいのち(生命)の主体者であるという、人間尊重を基本として、生涯を通じて生きがいを持ち、自分らしくいきいきと暮らせる環境づくりに努めます。

《具体的施策》

①生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
②高齢者・障がい者等が安心して暮らせる福祉サービス等の充実
③男女がいきいきと活躍できる生涯現役社会づくりの推進
④性的少数者への理解の促進と心のケア

具体的施策／取組内容	担当課
①生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進	
●健康教育の推進	健康増進課
●健康診査、健康相談機能の充実	健康増進課
●地域包括ケア体制の充実	地域包括支援センター
②高齢者・障がい者等が安心して暮らせる福祉サービス等の充実	
●障がい者等が自立して生活するための相談、支援体制の充実	福祉支援課
●高齢者に対する生きがいと健康づくりのための活動支援	高齢者支援課
●介護に対する支援の充実	高齢者支援課
●介護予防の推進	地域包括支援センター
③男女がいきいきと活躍できる生涯現役社会づくりの推進	
●各公民館における各種講座開設による生涯学習活動の充実	文化・生涯学習課
●ＮＰＯ活動やボランティア活動等への支援	市民活動推進課 福祉政策課 観光課 関係課
④性的少数者への理解の促進と心のケア	
●性的少数者の理解を広める意識啓発の実施	市民活動推進課 福祉政策課
●性的少数者に関する相談体制の充実	市民活動推進課

●重点項目２●

仕事と生活の調和（ワーク･ライフ･バランス）の推進

家族の一員として男女が共に充実した心豊かな生活を送るためには、男性も女性も家事、育児、介護等を互いに協力し合って行い、家庭生活と他の活動を両立させることが求められています。

しかし、女性が家事、育児、介護の大半を担いながら、就業や地域活動を行う一方で、男性は仕事中心とした家庭もまだまだ多い状況です。

少子高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らしていく上で重要なものです。

そこで、男女がどちらかに依存する関係ではなく、家庭生活の重要性を互いに認識し、自立して協力する環境づくりや社会的支援の一層の充実を図るため、男女が共に人生の各段階に応じた生活様式に合わせて多様な働き方が可能となる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を進めます。

《具体的施策》

①家事・育児・介護等に対する意識啓発の推進及び学習機会の提供
②男女の地域活動への参画促進
③事業者及び市民に対する啓発活動の推進

具体的施策／取組内容	担当課
①家事・育児・介護等に対する意識啓発の推進及び学習機会の提供	
●家庭生活における男女共同参画の意識啓発の推進	市民活動推進課
●家庭教育セミナーの開催	文化・生涯学習課
②男女の地域活動への参画促進	
●町内会活動への支援	市民活動推進課
●地域コミュニティ活動の推進	市民活動推進課 各地域総合事務所
●地域子育て活動への支援	子育て支援課
③事業者及び市民に対する啓発活動の推進	
●仕事と生活の調和推進のための法制度や各種支援制度等の周知及び啓発	市民活動推進課 子育て支援課 商工振興課

図 16　グラフ《週当たりの労働時間が 49 時間以上の労働者の割合》

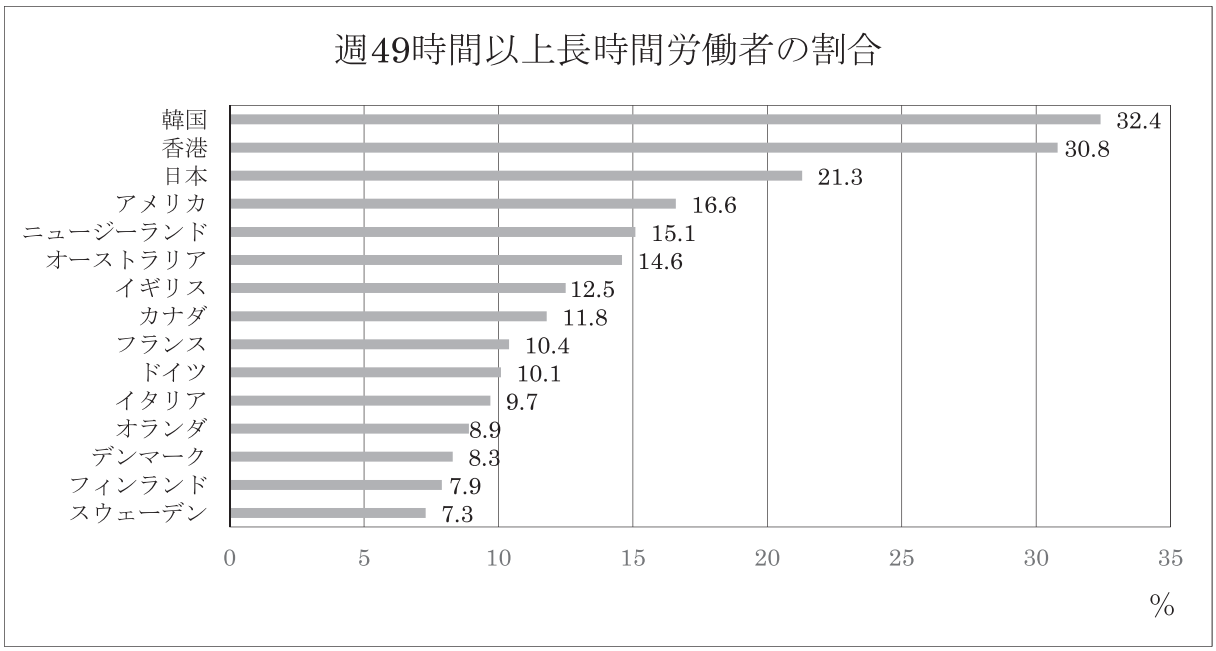

資料：日本「2015.1 労働力調査」、アメリカ(2014)：BLS(2015.2)Labor Force Statistics from the CPS、
その他：ILOSTAT　Database2015 年 11 月現在

図 17　グラフ《家事分担の国際比較》

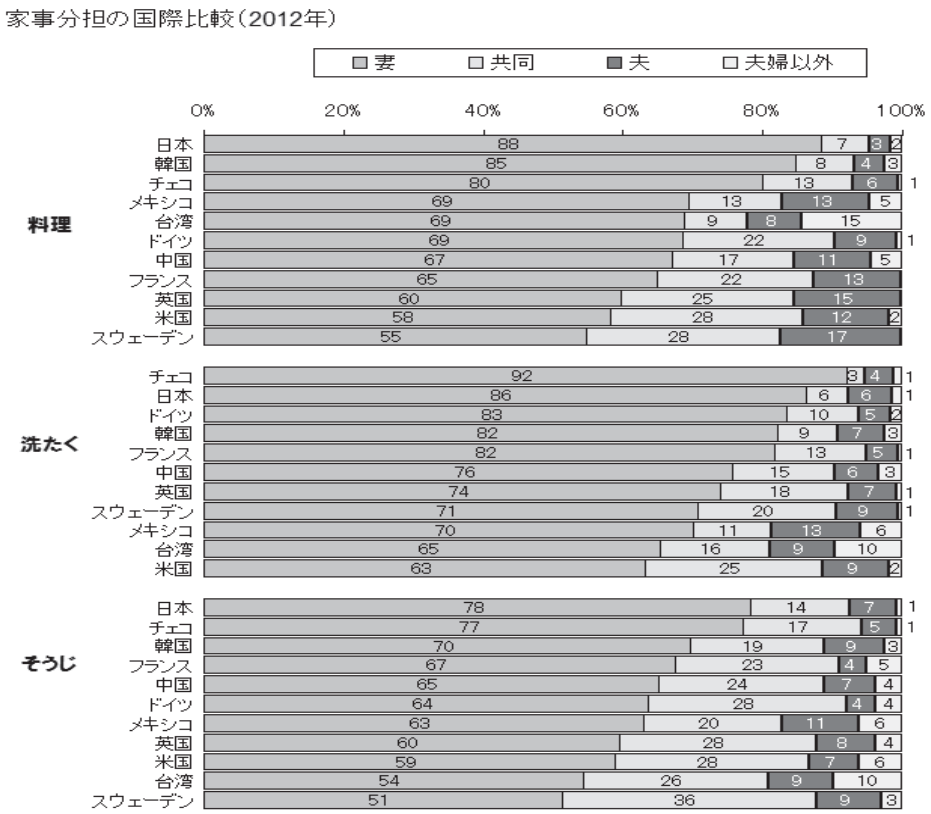

（注）ISSPが実施した「家庭と男女の役割」調査による。有配偶者（同居パートナーを含む）への問。
どちらが「いつも」及び「だいたい」行っているかで区分

（資料）ISSP［http://www.issp.org/index.php］

図 18　表《平成 26 年度実施　男女共同参画推進に関するアンケート結果（萩市）》

○　女性が、生涯（結婚、出産後も）働き続けたいと考えた場合、どのような取り組みが必要だと思いますか。（あてはまるものすべて）

	家族の理解や家事・育児などへの経済的支援	保育施設等の育児サービスの充実、育児への支援	福祉施設等の介護サービスの充実、介護への支援	再雇用制度や再就職に対する相談・研修などの支援	男女の労働時間の短縮化、フレックスタイム制などの導入	昇進・昇給などへの男女平等の確保	セクシュアル・ハラスメントの防止・啓発	総合的な相談窓口の整備・充実	育児・介護休暇制度の充実と職場復帰への支援
萩市全体	62.3	58.4	43.5	35.9	28.8	23.9	23.5	21.7	51.4
萩市男性全体	56.4	55.4	36.0	38.2	28.8	25.4	25.9	22.3	52.5
男性 20-29 歳	50.0	54.5	27.3	36.4	27.3	13.6	22.7	13.6	45.5
30-39 歳	69.2	57.7	19.2	34.6	50.0	38.5	26.9	19.2	61.5
40-49 歳	68.3	80.5	46.3	46.3	41.5	34.1	31.7	17.1	73.2
50-59 歳	67.3	58.2	51.8	43.6	30.9	27.3	25.5	20.0	63.6
60-69 歳	60.8	64.8	39.2	45.6	32.8	28.0	28.0	27.2	52.8
70 歳以上	42.2	39.3	31.1	27.4	17.8	19.3	23.7	21.5	41.5
萩市女性全体	67.5	60.2	48.2	34.5	28.8	23.0	22.0	21.3	50.8
女性 20-29 歳	75.9	75.9	34.5	41.3	31.0	31.0	20.7	24.1	69.0
30-39 歳	76.2	83.3	33.3	35.7	45.2	33.3	23.8	14.3	69.0
40-49 歳	72.7	72.7	57.6	34.8	42.4	18.2	25.8	16.7	56.1
50-59 歳	73.6	68.1	52.7	34.1	34.1	19.8	18.7	16.5	53.8
60-69 歳	71.8	57.6	48.8	34.1	28.8	21.8	24.1	24.1	54.1
70 歳以上	55.4	50.0	47.5	33.8	20.4	24.2	20.8	23.3	41.3
山口県全体	73.2	63.0	51.9	30.2	41.2	51.6		25.2	73.3

※　この問いの山口県全体の数字は、質問の内容が同様なアンケート結果を拾ったもので、まったく同じ質問の回答の数字ではありません。

※　男性、女性それぞれの世代で、必要と思う割合の高い取り組みに＝＝、必要と思う割合の低い取り組みに＿＿を引いています。

○　男性が、家事、子育て、介護、地域活動等に参加したいと考えた場合どのような取り組みがされれば、参加しやすくなると思いますか。(あてはまるものすべて)

	男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感を無くすこと	男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感を無くすこと	夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること	年配者やまわりの人が夫婦の役割り分担についての当事者の考え方を尊重すること	社会の中で男性による家事、子育て、介護、地域活動についてもその評価を高めること	労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること	男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと	国や地方自治体などの研修により男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること	男性が子育てや介護、地域活動を行うための仲間(ネットワーク)作りを進めること	家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること	特に必要なことはない
萩市全体	45.4	14.6	54.7	33.2	40.9	33.1	28.6	17.2	20.4	24.5	3.5
萩市男性全体	39.0	13.6	55.0	25.2	37.8	34.1	29.1	17.7	18.2	24.0	5.4
男性20-29歳	31.8	13.6	50.0	31.8	36.4	31.8	27.3	18.2	22.7	18.2	4.5
30-39歳	38.5	26.9	61.5	23.1	57.7	65.4	26.9	26.9	34.6	30.8	0.0
40-49歳	53.7	12.3	58.5	19.5	48.8	61.0	29.3	17.1	4.9	17.1	2.4
50-59歳	30.9	5.5	43.6	23.6	47.3	43.6	20.0	14.5	12.7	23.6	0.0
60-69歳	44.0	16.8	56.0	23.2	34.4	31.2	32.8	16.0	19.2	25.6	2.4
70歳以上	32.6	12.6	48.9	28.9	29.6	17.8	29.6	17.0	18.5	23.7	11.1
萩市女性全体	49.4	15.2	54.6	38.3	42.8	32.5	28.4	17.0	21.8	24.8	3.5
女性20-29歳	55.2	27.6	51.7	24.1	55.2	48.3	31.0	13.8	24.1	27.6	3.4
30-39歳	57.1	11.9	54.8	40.5	54.8	42.9	26.2	14.3	19.0	9.5	0.0
40-49歳	48.5	9.1	50.0	39.4	57.6	42.4	28.8	7.6	18.2	13.6	1.5
50-59歳	59.3	13.2	58.2	36.3	53.8	39.6	28.6	16.5	20.9	22.0	0.0
60-69歳	50.6	14.7	61.8	46.5	42.4	31.2	31.8	16.5	24.7	29.4	2.4
70歳以上	42.9	16.7	50.8	34.2	32.9	25.0	25.8	20.4	21.3	27.9	4.6
山口県全体	53.9	15.5	67.2	30.5	35.1	34.1	22.8	18.4	22.0	17.8	2.6

※　男性、女性それぞれの世代で、参加しやすくなると思う割合の高い取り組みに＝＝、参加しやすくなると思う割合の低い取り組み(特に必要なことはないを除く)に＿＿を引いています。

第4章

プランの推進

第４章　プランの推進

１．プランの推進体制

（１）萩市男女共同参画推進審議会

男女共同参画の推進に関し、男女共同参画に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策並びに市長が必要と認める事項について審議し、又は建議します。

（２）萩市男女共同参画行政推進本部

本プランの総合的かつ効果的な推進を図るため、市長を本部長とする庁内の推進会議において、男女共同参画に関する施策の進行管理を行います。

（３）各種団体との連携

本プランを推進し、効果を上げていくためには、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することが必要です。

こうしたことから、各種団体との連携を強化するとともに、国、県及び他の自治体との連携を密にします。

２．プランの進行管理

（１）プランの進行管理及び年次報告書の作成

本プランに掲げた施策の実施状況を調査し、事業担当課で成果の評価を行うとともに、萩市男女共同参画推進主要事業実施状況報告書をまとめ、市民と事業者に公表します。

（２）プランの見直し

施策の実施状況や効果及び国内外の動向や社会情勢の変化に応じ、随時見直しを行います。

参　考　資　料

男女共同参画に関する国内外の動き
男女共同参画を理解するための用語説明
男女共同参画社会基本法
山口県男女共同参画推進条例
萩市男女共同参画推進条例
萩市男女共同参画推進条例施行規則
萩市男女共同参画行政推進本部設置規程
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
ストーカー行為等の規制等に関する法律
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

男女共同参画に関する国内外の動き

年	国連の動き	国の動き	山口県の動き	萩市の動き
昭和 20 年（1945）	●国際連合成立	●「衆議院議員選挙法」改正公布（婦人参政権実現）		
昭和 21 年（1946）		●婦人参政権行使で婦人議員 39 名当選 ●日本国憲法公布（男女平等明文化）		
昭和 22 年（1947）			●地方議会議員選挙で婦人議員 25 名当選	
昭和 24 年（1949）			●「山口県女性問題対策審議会」設置	
昭和 50 年（1975）	●国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ●国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	●「婦人問題企画推進本部」設置 ●「婦人問題企画推進会議」開催	●山口県女性問題対策審議会「国際婦人年に考える」建議 ●山口県女性問題対策審議会「国際婦人年行動計画について」建議	
昭和 51 年（1976）	●国連婦人の十年（1976～1985 年） ●ILO 事務局に「婦人労働問題担当室」を設置	●「民法」一部改正、施行		
昭和 52 年（1977）		●「国内行動計画」策定 ●「国内行動計画前期重点目標」策定 ●「国立婦人教育会館」開館	●婦人労働問題研究会開催	
昭和 53 年（1978）		●国内行動計画第 1 回報告書発行 ●婦人問題企画推進本部ニュース「えがりて」創刊	●「山口県の婦人の現状」発行 ●「よりよい社会をめざす山口県婦人行動計画」建議 ●「山口県婦人関係行政推進協議会」設置	
昭和 54 年（1979）	●国連婦人の十年エスカップ地域会議（ニューデリー） ●国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択		●「よりよい社会をめざす山口県婦人行動計画」策定 ●「勤労婦人会懇話会」設置	
昭和 55 年（1980）	●「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ●「女子差別撤廃条約」署名式	●「女子差別撤廃条約」署名	●「第 1 回働く婦人のつどい」開催（以降毎年開催） ●「山口県婦人行動対策会議」発足	
昭和 56 年（1981）	●「ILO 第 156 条約（家族的責任条約）」採択 ●「女子差別撤廃条約」発効	●「国内行動計画後期重点目標」策定		
昭和 57 年（1982）		●労働婦人少年局に「男女平等法化準備室」設置	●「婦人対策室」新設 ●「婦人就業センター」開設 ●「山口県婦人団体連合協議会」発足	
昭和 58 年（1983）			●「婦人青少年課」を新設 ●婦人コミュニティー・リーダー養成講座開設	
昭和 59 年（1984）	●国連婦人の十年エスカップ地域会議（東京）	●アジア太平洋地域婦人国際シンポジウム開催		
昭和 60 年（1985）	●「国連婦人の十年」世界会議（ナイロビ） （西暦 2000 年に向けての） 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	●「国籍法」改正、施行 ●「男女雇用機会均等法」公布 ●「女子差別撤廃条約」批准 ●西暦 2000 年に向けての全国大会開催	●「婦人の生活と意識に関する実態調査」実施 ●山口県婦人行動計画推進地域会議開催	

年	国連の動き	国の動き	山口県の動き	萩市の動き
昭和61年 (1986)		●「男女雇用機会均等法」施行 ●主要政党での史上初の女性党首誕生		●婦人コミュニティ・リーダー養成講座開催
昭和62年 (1987)		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	●「山口県婦人教育文化会館」開館 ●山口県婦人行動対策会議をやまぐち女性会議に改称	●萩市初の女性議員誕生
昭和63年 (1988)			●「第二次山口県婦人行動計画」「ともに創る21世紀」策定	●婦人問題フォーラム開催 ●萩市女性問題対策懇話会設置　主管：総務課
昭和64年 平成元年 (1989)		●学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等） ●「パートタイム労働指針」策定		
平成2年 (1990)	●国連婦人の地位委員会拡大会期 ●国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		●「婦人問題に関する意識調査」実施	●萩市女性問題対策懇話会による女性問題意識調査実施 ●萩市女性問題対策懇話会提言「男女の共同参加に向けて」 ●第2期萩市女性問題懇話会発足
平成3年 (1991)		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 ●「育児休業法」公布		●オクトピア女性セミナー開催
平成4年 (1992)		●「育児休業法」施行		●女性問題に関する意識啓発のためのシンポジウム「萩づくり　女に注文！男に注文！」開催 ●萩市女性問題対策懇話会提言「女も男も輝いて生きるために」
平成5年 (1993)	●国連世界人権会議（ウィーン） ●国連第48回総会 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	●「パートタイム労働法」公布、施行	●「家庭責任に対する男女の役割と期待に関する意識調査」実施 ●「第二次山口県婦人行動計画」（愛称「やまぐち女性プラン」）一部改定 ●「やまぐち女性財団」設立	●女性行政主管課が企画課へ移行 ●女性行政推進員設置 ●第3期萩市女性問題対策懇話会発足
平成6年 (1994)	●国際人口・開発会議（カイロ） ●「開発と女性」に関する第2回アジア太平洋大臣会議（ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	●総理府に「男女共同参画室」設置 ●「男女共同参画審議会」設置 ●内閣に「男女共同参画推進本部」設置	●「婦人青少年課」を「青少年女性課」に課名変更 ●女性行政推進組織に係る名称を「婦人」から「女性」に変更	●男女共生社会を考えるシンポジウム「バランスよく輝く人生を男女の固定的役割分担を乗り越えて」 ●女性行政主管課が生涯学習課へ移行 ●女性問題研究講座開催
平成7年 (1995)	●第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	●「育児休業法」改正、「育児・介護休業法」公布 ●「IL0156号条約」批准	●「やまぐち女性プラン推進本部」設置 ●「山口県農山村漁村女性に関する中長期ビジョン」策定	●「いきいき旭ふれあいフォーラム」～ともに創る21世紀～女と男夢と喜びとときめき開催（旭村） ●女性行政主管課が企画課へ移行 ●女性問題対策懇話会提言 ●第4期萩市女性問題対策懇話会発足（初の男性委員2名委嘱）

年	国連の動き	国の動き	山口県の動き	萩市の動き
平成8年 (1996)		●「男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）」発足 ●「男女共同参画2000年プラン」策定	●「企画部女性青少年課」から「環境生活部女性青少年課」に組織改正	●男女共同参画社会づくりモデル市町村事業（～'98）
平成9年 (1997)		●「男女共同参画審議会設置法」公布、施行 ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「育児・介護休業法」改正 ●「介護保険法」公布		●啓発誌「デュエット」発行（女性問題対策懇話会） ●第4期萩市女性問題対策懇話会提言
平成10年 (1998)			●「やまぐち男女共同参画プラン」策定 ●「やまぐち女性プラン推進本部」を「やまぐち男女共同参画プラン推進本部」に変更 ●女性副知事就任	●ともに創る21世紀フェア開催 ●萩市女性問題対策懇話会を萩市男女共同参画推進懇話会に改称（第5期）
平成11年 (1999)	●ESCAPハイレベル政府間会議（バンコク）	●「(改正）男女雇用機会均等法」施行 ●「(改正）育児・介護休業法」施行 ●「児童買春、児童ポルノ禁止法」公布、施行 ●「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ●「食料・農業・農村基本法」公布、施行	●山口県女性問題対策審議会に「男女共同参画社会の推進に関する条例の基本的な考え方について」諮問	●男女共同参画地域フォーラムin萩開催 ●女性市議会議員2名誕生
平成12年 (2000)	●国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）「政治宣言」、「成果文書」採択	●「介護保険法」施行 ●「児童虐待防止法」公布、施行 ●「ストーカー規制法」公布、施行 ●「男女共同参画基本計画」策定	●「山口県男女共同参画推進連携会議」設立 ●山口県女性問題対策審議会「男女共同参画社会の推進に関する条例の基本的な考え方について」答申 ●女性青少年課「女性係」を「男女共同参画推進班」に係名変更 ●「山口県男女共同参画推進条例」制定、施行 ●「山口県男女共同参画審議会」設置 ●「やまぐち男女共同参画相談室」開設	●第5期萩市男女共同参画推進懇話会提言「譲り合い」「歩み寄り」「助け合い」 ●萩市企画課内に男女共同参画推進係を設置 ●第5期「萩市男女共同参画計画について」答申 ●田万川町男女共同参画プラン推進本部設置
平成13年 (2001)		●「男女共同参画会議」設置 ●「男女共同参画局」設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」）公布、施行 ●第1回男女共同参画週間 ●「仕事と子育ての両立支援施策の方針について」閣議決定 ●「育児・介護休業法」改正、一部施行	●山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画推進条例を踏まえた男女共同参画の推進に関する施策の基本的な方向について」諮問 ●「女性青少年課」を「男女共同参画課」に課名変更 ●「山口県男女共同参画相談センター」開設 ●「やまぐち男女共同参画プラン推進本部」を「山口県男女共同参画推進本部」に変更 ●山口県男女共同参画審議会「男女共同参画推進の基本計画策定にあたっての基本的考え方」答申	●萩市男女共同参画プラン策定 ●萩市男女共同参画行政推進本部設置 ●第6期萩市男女共同参画推進懇話会発足 ●第6期萩市男女共同参画推進懇話会中間提言 ●男女共同参画に関するアンケート調査実施（田万川町） ●「ひと活き生きセミナー」開催（全3回）

年	国連の動き	国の動き	山口県の動き	萩市の動き
平成 14 年 (2002)		●「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」開催 ●「(改正) 配偶者暴力防止法」全面施行 ●「(改正) 育児・介護休業法」全面施行	●山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画基本計画 (案) について」諮問 ●山口県男女共同参画審議会「山口県男女共同参画基本計画 (案) について」答申 ●「山口県男女共同参画基本計画 (きらめき山口ハーモニープラン)」策定 ●配偶者暴力防止法の全面施行に伴い、同法に規定する「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を男女共同参画相談センターに付与 ●「男女共同参画ポリフォニックフェスタ」開催	●萩市女性相談窓口設置 ●田万川町男女共同参画プラン策定協議会設置 ●萩市女性議会開催
平成 15 年 (2003)		●男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ●「男女共同参画社会の将来像検討会」開催 ●「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(以下「性同一性障害特例法」) 公布 ●「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ●「少子化社会対策基本法」公布、施行	●「第 2 次女性労働対策指針 (働く女性のサポートプランやまぐち)」策定	●「男・女のこれからトーク (意見交換会)」開催 ●第 6 期萩市男女共同参画推進懇話会提言 ●田万川町男女共同参画プラン策定
平成 16 年 (2004)		●「配偶者暴力防止法」改正、施行 ●「性同一性障害特例法」施行 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定 ●「育児・介護休業法」の改正	●「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」設置	●第 7 期萩市男女共同参画推進懇話会発足 ●男女共同参画住民意識調査実施 ●山口県男女共同参画推進キャラバン隊との意見交換会 (須佐町)
平成 17 年 (2005)	●第 49 回国連婦人の地位委員「北京＋10」世界閣僚会合 (ニューヨーク) 宣言文採択	●「(改正) 育児・介護休業法」施行 ●「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」策定 ●「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」策定	●「山口県次世代育成支援行動計画 (やまぐち子どもきららプラン 21)」策定	●第 7 期萩市男女共同参画推進懇話会提言・男女共同参画ミーティング開催 ●萩市、川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村の 1 市 2 町 4 村が合併 ●総合政策部市民活動推進課内に男女共同参画推進室を設置 ●第 1 期萩市男女共同参画推進懇話会設置
平成 18 年 (2006)		●「男女雇用機会均等法」改正	●「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ●山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画基本計画改定についての基本的な考え方」諮問	●第 1 期萩市男女共同参画推進懇話会中間提言 ●萩市男女共同参画プラン策定委員会発足

年	国連の動き	国の動き	山口県の動き	萩市の動き
平成 18 年 (2006)			●山口県男女共同参画審議会「山口県男女共同参画基本計画改定についての基本的な考え方」答申 ●「第 2 次農山村漁村女性に関する中長期ビジョン」策定	
平成 19 年 (2007)		●「(改正) 男女雇用機会均等法」施行 ●「パートタイム労働法」改正 ●「配偶者暴力防止法」改正 ●「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	●山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画基本計画改定 (案) について」諮問 ●山口県男女共同参画審議会「山口県男女共同参画基本計画改定 (案) について」答申 ●「山口県男女共同参画基本計画 (改定版)」策定 ●「山口県人権推進指針」改定 ●「やまぐち子育て文化創造条例」制定	●萩市男女共同参画プラン策定 ●第 1 期萩市男女共同参画推進懇話会提言
平成 20 年 (2008)		●「(改正) 配偶者暴力防止法」施行 ●男女共同参画推進本部「女性の参加加速プログラム」決定 ●「(改正) パートタイム労働法」改正、施行 ●「次世代育成支援対策推進法」の改正 ●「性同一性障害特例法」改正、施行	●やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度創設 ●女性のチャレンジ応援サイト開設 ●「男女共同参画フォーラム」開催 (下関市)	●第 2 期萩市男女共同参画推進懇話会発足
平成 21 年 (2009)		●「(改正) 次世代育成支援対策推進法」施行 ●「育児・介護休業法」の改正	●「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ●「男女間における暴力に関する調査」実施 ●「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 (改訂版)」策定	●萩市民病院が第 3 回ワーク・ライフ・バランス大賞「組織活動部門」優秀賞受賞
平成 22 年 (2010)		●「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ●「(改正) 育児・介護休業法」施行 ●「第 3 次男女共同参画基本計画」策定		●萩市男女共同参画推進条例制定、施行 ●第 2 期萩市男女共同参画推進懇話会提言 ●萩市男女共同参画推進審議会設置
平成 23 年 (2011)			●「山口県男女共同参画基本計画 (第 2 次改訂版)」改定 ●「やまぐち子どもきらら プラン 21 (山口県次世代育成支援行動計画)」改定	
平成 24 年 (2012)	●第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	●女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「『女性の活躍推進による経済活性化』行動計画」決定		●萩市男女共同参画プラン改定

年	国連の動き	国の動き	山口県の動き	萩市の動き
平成 25 年 (2013)		●「日本再興戦略」において「女性の活躍推進」を中核へ位置付け ●「配偶者暴力防止法」改正 ●「ストーカー規制法」改正、施行		
平成 26 年 (2014)	●第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	●「（改正）配偶者暴力防止法」施行 ●「次世代育成支援対策推進法」改正、一部施行 ●「『日本再興戦略』改訂 2014」において「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ●「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」公布、施行	●「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ●「男女間における暴力に関する調査」実施	
平成 27 年 (2015)	●第 59 回国連婦人の地位委員会「北京＋20」記念会合（ニューヨーク）	●「(改正）次世代育成支援対策推進法」全面施行 ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」）公布、一部施行 ●「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	●「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」策定 ●「やまぐち子ども・子育て応援プラン」策定	
平成 28 年 (2016)		●「女性活躍推進法」全面施行 ●「育児・介護休業法」改正 ●「ストーカー規制法」改正	●「第４次山口県男女共同参画基本計画」策定 ●「第４次山口県配偶者暴力等対策基本計画」策定	●「萩市における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画」策定 ●総合政策部市民活動推進課から市民活動推進部市民活動推進課へ組織改編
平成 29 年 (2017)		●「(改正）育児・介護休業法」施行 ●「(改正）ストーカー規制法」一部施行	●「やまぐち性暴力被害者支援システムあさがお」運用開始	●萩市男女共同参画プラン第 2 次改定

男女共同参画を理解するための用語説明

ア行

アンペイドワーク（無償労働）

育児・介護。看護・家事労働、農業や自営業等の家族労働など、市場経済活動外での賃金や報酬が支払われない労働。

育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

育児又は家族の介護を行う労働者を支援する目的で、育児休業・介護休業・子の看護休暇について定める法律。

イクボス

男性従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のこと。

ＳＮＳ（Social Networking Service の略）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供できるサービス。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があることをさす。

ＬＧＢＴ

女性同性愛者のLesbian（レズビアン）と男性同性愛者のGay（ゲイ）、両性愛者のBisexual（バイセクシャル）、からだの性とこころの性が一致しない感覚（性別違和感）を持つ人 Transgender（トランスジェンダー）の総称で、それぞれの頭文字をつなげた略語。

日本語では、性的少数者全体を指す用語としても使われる。

エンパワーメント

個人として、あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。

カ行

家族経営協定

農業や漁業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を存分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族の話し合いにより取り決めるもの。

国際婦人年

昭和 47（1972）年の第 27 回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和 50（1975）年を国際婦人年とすることが決定された。

国連婦人の十年

昭和 50（1975）年の第 30 回国連総会において昭和 51（1976）年～昭和 60(1985)年を「国連婦人の十年－平等・発展・平和」とすることが宣言された。「国連婦人の十年」の中間にあたる昭和 55（1980）年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」（第 2 回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる昭和 60（1985）年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第 3 回女性会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。

合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を表す。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

サ行

サバイバー

「生き延びた者(survivor)」が、もともとの意味。

災害、事故、事件、虐待、病気など、さまざまな生命を脅かす原因から生じた傷を、心や身体に負っ

ても、生き延びている人のことをいう。

参画

単なる参加ではなく意志決定過程に自らの意思で関わり意見を出し、責任も担う、主体的、積極的な行動。

シェルター

本来、避難所、防空壕を意味するが、暴力などから逃れてきた女性のための緊急一時的避難所のこと。居住場所や食事などを提供し、さまざまな相談に応じるなど、女性の自立に対する支援を行う。一般的にシェルターは、民間の支援施設を示すことが多い。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

ジェンダー・ギャップ指数（ＧＧＩ）

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出されるもの。

具体的には、労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、識字率、初等・中等・高等教育の各在学率、新生児の男女比率、健康寿命、国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数を用いて算出している。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）

国連の既存のジェンダー関連４機関（ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基金（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）が統合され、平成23（2011）年１月に発足した国連機関である。

少子化社会対策基本法

少子化に対処するための施策を総合的に推進するために制定された法律。

雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備などの基本的施策、および内閣府に少子化社会対策会議を設置することを定めている。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

昭和54（1979）年に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56（1981）年に発効。我が国は昭和60（1985）年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、施行から10年間の時限立法となっている。

ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

ストーカー行為を規制し、ストーカー行為の被害者を援助することを主な目的として制定された法律。

性差医療

男女の性差を考慮せず、画一的に行われてきた従来の医療に対し、男女の器質的・生理的・社会的な差異を考慮して適切な診断と治療を進めていこうという新しい医学・医療。1990年代よりアメリカを中心に広がってきた。

性的指向

性欲や恋愛の方向を表す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同姓に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛、性別を問わない全性愛、いかなる性別をも性的対象としない無性愛を指す。

性的少数者（性的マイノリティ、セクシュアル・マイノリティ）

性自認（自分の性をどうとらえるか）や性的指向に関しての少数者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人などの総称。

性同一性障害

生物学的性別と、性別に対する自己意識あるいは

自己認識が一致しない状態。

性の商品化

女性の性的な部分だけが強調され、その人格とは無関係に商品扱いされ売買されること、またその差別的表現をいう。

性別による固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」などのように長い歴史の中で作られた男女の性別による役割を固定的に分けて考える意識のこと。性別による役割分担意識は、一人ひとりが持つ個性や能力等を自由に活かすことを阻み女性の経済的自立や、男性の身辺自立を妨げる要因にもなっている。

セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反する性的な言動に対する相手の反応により、就業上の不利益を与え（対価型）、又はその性的な言動により相手の就業環境を悪化させること（環境型）がある。

タ行

ダイバーシティ（多様性）

性別や国籍、年齢などに関わり無く、多様な個性が力を発揮し共存できる社会。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律）

職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。

地域包括支援センター

平成 18 年度の介護保険制度改正により創設され、地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市町に設置される施設。介護予防のマネジメントや、高齢者等に対する総合相談・支援、高齢者の権利擁護などの事業を実施。

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人などの親密な関係にあるまたはあった者から加えられる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的隔離（交友の制限など）も含まれる。こうした暴力は、家庭内の問題とされ表面化しにくい傾向があるが、犯罪となる行為を含む人権侵害としても社会問題となっている。

ＤＶ防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者や恋人による暴力を防止することを目的とした法律。被害者は裁判所に保護命令を申し立てることができる。

改正により、加害者の対象が、離婚した元パートナーや同居相手にも拡大した。

デートＤＶ

交際中の男女間でおこる暴力のことをいう。ＤＶは、同居関係にある配偶者やパートナー、元夫婦などの男女間に起こる暴力を指すが、高校生や大学生などの若い世代の恋人間にも同様の暴力の問題が生じている。

ハ行

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、ＤＶに関する相談、情報提供、カウンセリング、被害者および同伴者の一時保護・自立支援などを行うＤＶ防止法に基づく都道府県、市町村の機関。

平成 19（2007）年のＤＶ防止法の改正では、支援センター業務の実施が努力義務とされた。

パワー・ハラスメント

職場において、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

ファミリー・サポート・センター

地域における子育ての相互援助活動で育児の援助を受けたい人と行いたい人が、それぞれ依頼会員と提供会員として助け合う事業で、有償ボランティアで行う。

フェミニズム

女性が社会的、政治的、経済的にこうむっている不平等な状態を是正し、男性と平等に、個人として自己の意思に基づいて自分の行為を選択出来るような考え方。

保護命令

配偶者（元配偶者を含む）、事実婚の相手や同居し交際中の相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、被害者からの申立てにより、配偶者に対して裁判所が発する命令。被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令がある。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

マ行

マタニティ・ハラスメント

働く女性が、妊娠・出産をきっかけに、職場で、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めや自主退職の強要で、不利益を被ったりするなどの不当な扱い。

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の３つを構成要素とする複合的な能力のこと。

モラル・ハラスメント

言葉や態度によって相手に精神的な暴力を与えることで、心を傷つけるような言動を繰り返し相手に浴びせ、相手の心身の健康を害することを指す。

ラ行

ライフステージ

人間の人生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

平成６（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成７（1995）年の第４回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

リベンジポルノ防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）

嫌がらせ目的で元交際相手や思いを寄せた相手などの性的な写真や動画をインターネットで公開する「リベンジポルノ」を罰する法律。

「私事性的画像記録」「私事性的画像記録物」を提供する等の行為に対して懲役または罰金が課される。

ワ行

ワークシェアリング

労働時間を短縮し、仕事を分かち合い、雇用の確保、雇用の創出をすること。

ワーク・ライフ・バランス

誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

ワンストップ・サービス

複数の手続を一つの窓口で行えるようにすること。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第 12 条）
第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条―第 20 条）
第３章　男女共同参画会議（第 21 条―第 28 条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第４条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第５条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第６条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第７条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第８条　国は、第３条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第 13 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

５　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）
第15条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）
第16条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）
第17条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）
第18条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）
第19条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
第20条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第３章　男女共同参画会議

（設置）
第21条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）
第22条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　男女共同参画基本計画に関し、第13条第３項に規定する事項を処理すること。
二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）
第23条　会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）
第24条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
２　議長は、会務を総理する。

（議員）
第25条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
２　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の５未満であってはならない。
３　第１項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
４　第１項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）
第26条　前条第１項第二号の議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前条第１項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）
第27条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）
第28条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第２条　男女共同参画審議会設置法（平成９年法律第７号）は、廃止する。

（経過措置）
第３条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第１条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第１項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
２　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第４条第１項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第１項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第４条第２項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
３　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第５条第１項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第３項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第１項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第３項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則（平成11年７月16日法律第102号）抄

（施行期日）
第１条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二　附則第10条第１項及び第５項、第14条第３項、第23条、第28条並びに第30条の規定　公布の日

（職員の身分引継ぎ）
第３条　この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第８条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに　これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）
第30条　第２条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）
第１条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は、平成13年１月６日から施行する。

山口県男女共同参画推進条例

平成12年７月11日山口県条例第34号
最終改正　平成17年７月12日条例第52号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　男女共同参画に関する基本的施策（第７条―第19条）
第３章　山口県男女共同参画審議会（第20条）
附則

すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現することは、私たち山口県民の願いであり、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組が進められてきた。

しかしながら、いまだに、性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が根強く残っている。

このような状況の中で、今後、少子・高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女平等を基礎とし、男女が社会のあらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことのできる県づくりを進めていくことは、重要な課題である。

ここに、私たちは、男女が、互いにその生き方を尊重し、共に喜びを分かち合うことのできる、豊かで活力に満ちた山口県を目指すことを決意し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条 この条例は、男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮することができる機会を確保することが極めて重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

２　この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

２　男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

３　男女共同参画は、男女が県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

４　男女共同参画は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

５　男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

６　男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して、推進されなけれ

ばならない。

（県の責務）
第４条　県は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）
第５条　事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の責務）
第６条　県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。
２　県民は、男女共同参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいう。）及び男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）を根絶するように努めなければならない。

第２章　男女共同参画に関する基本的施策

（基本計画）
第７条　知事は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
２　基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
４　知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
５　知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
６　前３項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（市町男女共同参画計画の策定に関する助言等）
第８条　知事は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画に関する施策についての基本的な計画の策定に関し、技術的な助言、情報の提供等を行い、又は当該技術的な助言、情報の提供等を行うため必要な資料の提出を求めることができる。

（施策の策定等に当たっての配慮）
第９条　県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（調査研究）
第10条　県は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

（県民の理解を深めるための措置）
第11条　県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるように適切な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画推進月間）
第12条　事業者及び県民の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。
２　男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。
３　県は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（男女共同参画に関する教育及び学習の振興）
第13条　県は、県民があらゆる機会を通じて男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

（民間活動に対する支援）
第14条　県は、事業者又は県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（推進体制の整備）
第15条　県は、国、市町、事業者及び県民と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。
２　県は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

（年次報告）
第16条　知事は、毎年、県議会に、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

（事業者の報告）
第17条　知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

（苦情の申出の処理）
第18条　知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事業者又は県民からの苦情の申出の適切な処理に努めるものとする。
2　知事は、前項の申出のうち特に必要があると認められるものについては、審議会の意見を聴くものとする。

（相談の申出の処理）
第19条　知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する事業者又は県民からの相談の申出の適切な処理に努めるものとする。
2　知事は、前項の申出を処理する職員（以下「男女共同参画相談員」という。）を置くものとする。
3　男女共同参画相談員は、次に掲げる事務を行う。
一　事業者又は県民の相談に応ずること。
二　申出の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。
三　前二号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のために必要な措置を講ずること。
4　知事は、第１項の申出のうち必要があると認めるものについては、審議会の意見を聴くことができる。

第３章　山口県男女共同参画審議会

第20条　男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。
2　審議会は、委員20人以内で組織する。
3　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の４未満とならないものとする。
4　委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
5　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）
1　この条例は、平成12年10月１日から施行する。

（附属機関の設置に関する条例の一部改正）
2　附属機関の設置に関する条例（昭和28年山口県条例第51号）の一部を次のように改正する。
別表知事の部山口県女性問題対策審議会の項を削る。

附　則（平成17年条例第52号）

この条例は、平成18年３月20日から施行する。

萩市男女共同参画推進条例

平成22年３月23日条例第１号

萩は、近代日本の礎を築いた多くの人材を輩出し、明治維新胎動の地といわれるまちです。その進取の気風を受け継ぐ私たちは、誇るべき歴史と美しい自然が織りなすふるさとを愛し、心のよりどころとなる、あたたかいまちを目指し、まちづくりに取り組んできました。

この将来像に向けたまちづくりを更に進めていくためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会を実現しなければなりません。そして、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策に取り組む中、本市が未来に向かって発展し、市民一人一人が輝き、心豊かに健やかに暮らすためには、なお一層の努力が必要です。

このような認識の下、関係法令等を踏まえ、市、事業者及び市民が協働し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本的事項を定めることにより、市、事業者及び市民が協働して男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画　男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 事業者　営利、非営利の別を問わず、市内において事業を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

(1) 男女の個人としての尊厳を尊重するとともに、性別による差別を受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度又は慣行をなくすように努めるとともに、自らの意思と責任により多様な生き方が選択できること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動と就業その他の社会生活における活動を円滑に行うことができること。

(5) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定が尊重されるとともに、生涯にわたる健康の維持が図られること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際的な取組と協調し、連携して行われること。

(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第１条第１項に規定する配偶者及び同法第28条の２に規定する関係にある相手からの暴力並びにセクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって、その相手方に不利益を与えること、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。）が根絶されること。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画に関する施策（男女共同参画の場において、男女間の格差を改善するため必要な範囲内で、積極的に男女のいずれか一方に対し、当該参画の機会を提供する積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する。

２　市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、事業者及び市民と協働して、男女共同参画に関する施策を効果的に実施し、男女共同参画を推進する。

（事業者の役割）

第５条　事業者は、男女共同参画について理解を深め、事業活動において男女が対等に参画する機会を確保するとともに、事業活動とその他の社会生活における活動との両立に配慮し、男女共同参画の推進に努める。

2　事業者は、男女共同参画に関する施策に協力するよう努める。

（市民の役割）
第６条　市民は、男女共同参画について理解を深めるとともに、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努める。
2　市民は、男女共同参画に関する施策に協力するよう努める。

（基本計画）
第７条　市長は、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

（不特定多数の者に表示する情報に関する留意）
第８条　市、事業者及び市民は、不特定多数の者に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性的な暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努める。

（理解を深めるための措置）
第９条　市は、男女共同参画に関する事業者及び市民の理解を深めるため、広報活動等を通じて普及啓発に努めるとともに、学校教育及び社会教育において、男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための必要な措置を講じる。

（男女共同参画推進月間）
第10条　事業者及び市民の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。
2　男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。
3　市は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施する。

（民間活動に対する支援）
第11条　市は、事業者又は市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じる。

（推進体制の整備）
第12条　市は、事業者及び市民の協力の下に、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するために、必要な推進体制の整備に努める。

（実施状況の公表）
第13条　市長は、毎年１回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表する。

（事業者の報告）
第14条　市長は、この条例の施行について必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（意見等の申出の処理）
第15条　市長は、男女共同参画に関する施策、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別及びその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について、事業者又は市民から意見、苦情、相談等の申出（以下「意見等の申出」という。）があったときは、適切な処理に努める。
2　市長は、事業者又は市民から意見等の申出があったときは、関係行政機関と協力して、適切な処理に努める。
3　市長は、意見等の申出のうち特に必要があると認められるものについては、次条に規定する審議会の意見を聴くことができる。

（萩市男女共同参画推進審議会）
第16条　男女共同参画の推進に関し、男女共同参画に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策並びに市長が必要と認める事項について審議し、又は建議するため、萩市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会は、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。
3　委員の任期は２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4　委員は、再任されることができる。

（委任）
第17条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）
1　この条例は、平成22年４月１日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成22年７月１日から施行する。

（経過措置）
2　この条例の施行の際現に策定されている萩市男女共同参画プランは、第７条に規定する基本計画とみなす。

附　則（平成26年３月18日条例第11号）
この条例は、公布の日から施行する。

萩市男女共同参画推進条例施行規則

平成22年3月31日規則第 5号

（趣旨）

第1条　この規則は、萩市男女共同参画推進条例（平成22年萩市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（実施状況の公表）

第2条　条例第13条の規定による公表は、男女共同参画の推進に資する施策の実施状況資料を公表するものとし、次に掲げる方法により行う。

(1) 萩市市民活動推進部市民活動推進課窓口における閲覧

(2) 情報公開コーナーにおける閲覧

(3) 市ホームページへの掲載

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

（申出の方式）

第3条　条例第15条第1項の意見等の申出（以下「申出」という。）は、意見等申出書（別記第1号様式）を市長に提出して行う。この場合において、当該申出の内容が不適法又は次のいずれかに該当するときは、提出することができない。

(1) 現に住民監査請求がなされている事案に関するもの

(2) 現に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがなされている事案に関するもの

(3) 現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの

(4) 現に議会に対して請願がなされている事案に関するもの

(5) 専ら私人間の争いであると判断されるもの

（申出の処理）

第4条　市長は、前条の規定による意見等申出書が提出されたときは、申出事項について調査し、必要に応じて施策の変更、施策に関する取扱いの是正、施策に関する検討その他の措置を講じる。ただし、当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、当該執行機関に対して適切な措置を講じるよう依頼する。

2　市長は、申出者に対し申出に対する回答及び講じた措置の内容等を回答書（別記第2号様式）により通知する。

（審議会への意見聴取の依頼）

第5条　市長は、条例第15条第3項の規定に基づき、萩市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）に対し申出に対する意見を求めるときは、当該申出に係る施策の内容及び実施状況並びに申出に係る事案の事実経過について調査し、その結果を依頼書（別記第3号様式）に記載して審議会に送付するものとする。ただし、当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、市長は、当該執行機関に依頼して必要な調査を行い、その結果を依頼書に記載して審議会に送付する。

2　市長は、前項の規定による依頼をしたときは、申出者に対し、通知書（別記第4号様式）によりその旨を通知しなければならない。

（申出人の出席等）

第6条　審議会は、必要があると認めるときは、申出に係る施策について、申出者及び申出に係る市の執行機関（以下「申出人等」という。）並びに関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（意見書の提出）

第7条　申出者等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（意見の陳述）

第8条　審議会は、申出者等から意見陳述の申立てがあった場合において、審議会が必要と認めるときは、当該申出者等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

（答申書の送付）

第9条　審議会は、答申書（別記第5号様式）を市長に送付して意見を述べる。

2　市長は、審議会から答申書が送付された場合において、当該答申書に記載された意見が他の執行機関に関わるものであるときは、答申書の写しを当該執行機関に送付する。

（審議会の委員）

第10条　条例第16条第2項の規定により任命する委

員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
(1) 学識経験を有する者
(2) 事業者
(3) 各種団体の関係者
(4) その他市長が適当と認める者
2　前項第４号に規定する市長が適当と認める者のうち、公募に基づいて任命する委員は、２人以内とする。
3　委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の３分の１以上でなければならない。
4　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長及び副会長）
第 11 条　審議会に会長及び副会長を置く。
2　会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第 12 条　審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。
2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4　審議会は、第７条に定めるもののほか、会議に必要があると認めるときは、関係者の出席及び意見の聴取に関し、協力を要請することができる。

（庶務）
第 13 条　審議会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

（審議会の運営に関する委任）
第 14 条　審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

（その他）
第 15 条　この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則
この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。ただし、第５条から第 14 条までの規定は、平成 22 年７月１日から施行する。

附　則（平成 28 年３月 28 日規則第 15 号）
この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。

萩市男女共同参画行政推進本部設置規程

平成22年3月31日訓令第3号

（設置）

第1条　男女共同参画社会の実現を目指し、本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、萩市男女共同参画行政推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。

(2) 男女共同参画に関する施策の連絡調整に関すること。

(3) その他男女共同参画について本部長が必要と認める事項

（組織）

第3条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2　本部長は、市長をもって充てる。

3　副本部長は、副市長をもって充てる。

4　本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。また、必要があるときは、市長が適当と認めた者を充てることができる。

（職務）

第4条　本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

2　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2　本部長は、必要があるときは本部員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（幹事会）

第6条　推進本部に幹事会を置く。

2　幹事会は、本部長の命を受けて推進本部の事務を処理する。

3　幹事は、別表第2に掲げる部署からその所属長が推薦した者を充てる。

4　幹事会の会議は、市民活動推進課長が招集し、市民活動推進課長がその議長となる。

（庶務）

第7条　推進本部の庶務は、市民活動推進部市民活動推進課男女共同参画推進室において処理する。

（その他）

第8条　この規程に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成24年4月1日訓令第8号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成26年4月1日訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（平成27年4月1日訓令第8号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附　則（平成28年4月1日訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

議会事務局長
総務企画部長
市民活動推進部長
市民部長
保健福祉部長
市民病院事務部長
農林水産部長
商工観光部長
土木建築部長
まちじゅう博物館推進部長
上下水道部長
川上総合事務所長
田万川総合事務所長
むつみ総合事務所長
須佐総合事務所長
旭総合事務所長
福栄総合事務所長
会計管理者
教育委員会事務局長
消防本部消防長

別表第２（第６条関係）

総務課
防災危機管理課
企画政策課
広報課
市民活動推進課
文化・生涯学習課
市民課
福祉政策課
子育て支援課
健康増進課
市民病院事務部
農林振興課
水産課
商工振興課
建築課
まちじゅう博物館推進課
水道管理課
川上総合事務所地域振興部門
田万川総合事務所地域振興部門
むつみ総合事務所地域振興部門
須佐総合事務所地域振興部門
旭総合事務所地域振興部門
福栄総合事務所地域振興部門
会計課
学校教育課
消防本部総務課

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年４月13日法律第31号
最終改正　平成26年４月23日法律第28号

目次

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第１章の２　基本方針及び都道府県基本計画等（第２条の２・第２条の３）
第２章　配偶者暴力相談支援センター等（第３条―第５条）
第３章　被害者の保護（第６条―第９条の２）
第４章　保護命令（第10条―第22条）
第５章　雑則（第23条―第28条）
第５章の２　補則（第28条の２）
第６章　罰則（第29条・第30条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第１章　総則

（定義）

第１条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の２において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第２条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第１章の２　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第２条の２　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第５項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第１項及び第３項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第１項の都道府県基本計画及び同条第３項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた

めの施策の内容に関する事項
三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）
第2条の3　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）
第3条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
4　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
5　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）
第4条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）
第5条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
第6条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨

を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3　刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前２項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第７条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第３条第３項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第８条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第８条の２　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第３項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第８条の３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第９条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第９条の２　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第４章　保護命令

（保護命令）

第10条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第１項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第１項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して６月間、被

害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して２月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前６時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第１項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第１項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第１項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第１項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第１項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第１項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条　前条第１項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　前条第１項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条　第10条第１項から第４項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第10条第３項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第10条第４項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

２　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の２第１項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

２　申立書に第12条第１項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

２　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

３　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

４　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第１項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが２以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

５　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

２　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

３　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所

も、この処分を命ずることができる。
4　前項の規定により第10条第１項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
5　前２項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
6　抗告裁判所が第10条第１項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
7　前条第４項の規定による通知がされている保護命令について、第３項若しくは第４項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
8　前条第３項の規定は、第３項及び第４項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第１項第一号又は第２項から第４項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して３月を経過した後において、同条第１項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して２週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
2　前条第６項の規定は、第10条第１項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
3　第15条第３項及び前条第７項の規定は、前２項の場合について準用する。

（第10条第１項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第18条　第10条第１項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して２月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
2　前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第１項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第１項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第１項本文の事情」と、同条第２項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第１項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第２項（第18条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成８年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第５章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第３条第３項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第３条第３項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第４項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第４条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第５条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第４条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の５を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の５以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第２項の規定により支弁した費用

第５章の２　補則

（この法律の準用）

第28条の２　第２条及び第１章の２から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の２に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第２条	被害者	被害者（第28条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第６条第１項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第１項から第４項まで、第11条第２項第二号、第12条第１項第一号から第四号まで及び第18条第１項	配偶者	第28条の２に規定する関係にある相手
第10条第１項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の２に規定する関係を解消した場合

第６章　罰則

第29条　保護命令（前条において読み替えて準用する

第10条第１項から第４項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条　第12条第１項（第18条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の２において読み替えて準用する第12条第１項（第28条の２において準用する第18条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。ただし、第２章、第６条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第７条、第９条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　平成14年３月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第１項第四号並びに第14条第２項及び第３項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第３条　この法律の規定については、この法律の施行後３年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成16年６月２日法律第64号）

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第２条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２　旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第１項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第１項の規定の適用については、同項中「２月」とあるのは、「２週間」とする。

（検討）

第３条　新法の規定については、この法律の施行後３年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年７月11日法律第113号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第２条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成25年７月３日法律第72号）抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

附 則（平成26年４月23日法律第28号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成27年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第１条中次世代育成支援対策推進法附則第２条第１項の改正規定並びに附則第４条第１項及び第２項、第14条並びに第19条の規定　公布の日

二　第２条並びに附則第３条、第７条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定　平成26年10月１日

（政令への委任）

第19条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

ストーカー行為等の規制等に関する法律

平成 12 年５月 24 日法律第 81 号
最終改正　平成 28 年 12 月 14 日法律第 102 号
改正内容　　（平成 29 年１月３日施行）

（目的）

第１条　この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一　つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五　電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

２　前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一　電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第２条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

３　この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（第１項第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

（つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止）

第３条　何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

（警告）

第４条　警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

2　一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告又は第６条第１項の規定による命令をすることができない。
3　警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第１項の申出をした者に通知しなければならない。
4　警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第１項の申出をした者に書面により通知しなければならない。
5　警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時その他当該警告に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。
6　前各項に定めるもののほか、第１項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（禁止命令等）

第５条　公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第３条の規定に違反する行為をした場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該警告に係る前条第１項の申出をした者の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。
一　更に反復して当該行為をしてはならないこと。
二　更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項
2　公安委員会は、前項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 13 条第１項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
3　一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第３条の規定に違反する行為について禁止命令等をすることができない。
4　公安委員会は、第１項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。
5　公安委員会は、第１項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。
6　前各項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（仮の命令）

第６条　警察本部長等は、第４条第１項の申出を受けた場合において、当該申出に係る第３条の規定に違反する行為（第２条第１項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとともに、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、行政手続法第 13 条第１項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。
2　一の警察本部長等が前項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該仮の命令を受けた者に対し、当該仮の命令に係る第３条の規定に違反する行為について警告又は仮の命令をすることができない。
3　仮の命令の効力は、仮の命令をした日から起算して 15 日とする。
4　警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令の内容及び日時その他当該仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを公安委員会に報告しなければならない。
5　公安委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る仮の命令があった日から起算して 15 日以内に、意見の聴取を行わなければならない。
6　行政手続法第３章第２節（第 28 条を除く。）の規定は、公安委員会が前項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行う場合について準用する。この場合において、同法第 15 条第１項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
7　公安委員会は、仮の命令に係る第３条の規定に違反する行為がある場合において、意見の聴取の結果、当該仮の命令が不当でないと認めるときは、行政手続法第 13 条第１項の規定及び前条第２項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで禁止命令等をすることができる。

8　前項の規定により禁止命令等をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。
9　公安委員会は、第7項に規定する場合を除き、意見の聴取を行った後直ちに、仮の命令の効力を失わせなければならない。
10　仮の命令を受けた者の所在が不明であるため第6項において準用する行政手続法第15条第3項の規定により意見の聴取の通知を行った場合の当該仮の命令の効力は、第3項の規定にかかわらず、当該仮の命令に係る意見の聴取の期日までとする。
11　前各項に定めるもののほか、仮の命令及び意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（ストーカー行為等に係る情報提供の禁止）

第7条　何人も、ストーカー行為又は第3条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。

（警察本部長等の援助等）

第8条　警察本部長等は、ストーカー行為等の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。
2　警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。
3　警察本部長等は、第1項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。
4　第1項及び第2項に定めるもののほか、第1項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（職務関係者による配慮等）

第9条　ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
2　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
3　国、地方公共団体等は、前2項に規定するもののほか、その保有する個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国、地方公共団体、関係事業者等の支援）

第10条　国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。
2　ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。
3　ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第11条　国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方法、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。

（ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置）

第12条　国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。
一　ストーカー行為等の実態の把握
二　人材の養成及び資質の向上
三　教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発
四　民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援

（支援等を図るための措置）

第13条　国及び地方公共団体は、第10条第1項及び前2条の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（報告徴収等）

第14条　警察本部長等は、警告又は仮の命令をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第４条第１項の申出に係る第３条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

２　公安委員会は、禁止命令等をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問させることができる。

（禁止命令等を行う公安委員会等）

第15条　この法律における公安委員会は、禁止命令等並びに第５条第２項の聴聞及び意見の聴取に関しては、当該禁止命令等並びに同項の聴聞及び意見の聴取に係る事案に関する第４条第１項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等並びに第５条第２項の聴聞及び意見の聴取に係る第３条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

２　この法律における警察本部長等は、警告及び仮の命令に関しては、当該警告又は仮の命令に係る第４条第１項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第３条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。

３　公安委員会は、警告又は仮の命令があった場合において、次に掲げる事由が生じたことを知ったときは、速やかに、当該警告又は仮の命令の内容及び日時その他当該警告又は仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを当該他の公安委員会に通知しなければならない。ただし、当該警告又は仮の命令に係る事案に関する第５条第２項の聴聞又は意見の聴取を終了している場合は、この限りでない。

一　当該警告又は仮の命令に係る第４条第１項の申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

二　当該申出に係る第３条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

４　公安委員会は、前項本文に規定する場合において、同項ただし書の聴聞又は意見の聴取を終了しているときは、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等をすることができるものとし、同項の他の公安委員会は、第１項の規定にかかわらず、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等をすることができないものとする。

５　公安委員会は、前項に規定する場合において、第３項ただし書の聴聞に係る禁止命令等をしないときは、速やかに、同項に規定する事項を同項の他の公安委員会に通知しなければならない。

（方面公安委員会への権限の委任）

第16条　この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

（方面本部長への権限の委任）

第17条　この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行わせることができる。

（罰則）

第18条　ストーカー行為をした者は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第19条　禁止命令等（第５条第１項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、２年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

２　前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等をすることにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

第20条　前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（適用上の注意）

第21条　この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

（条例との関係）

2　地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

3　前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（検討）

4　ストーカー行為等についての規制、その相手方に対する援助等に関する制度については、この法律の施行後５年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

附　則（平成 25 年７月３日法律第 73 号）

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行する。ただし、第２条の改正規定及び附則第３条の規定は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

（通知に関する経過措置）

第２条　この法律による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「新法」という。）第４条第３項及び第４項の規定は、この法律の施行後に同条第１項の申出を受けた場合における警告について適用する。

（条例との関係）

第３条　地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第２条の改正規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2　前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（政令への委任）

第４条　前２条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第５条　ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

2　政府は、前項の行為の実情等を把握することができる立場にあることを踏まえ、同項の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、同項の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。

附　則（平成 28 年 12 月 14 日法律第 102 号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。ただし、第２条並びに附則第４条、第５条及び第６条（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第６号）第５条第１項第十五号の改正規定中「命令」の下に「若しくは同条第９項の規定によるその延長の処分」を加える部分に限る。）の規定は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第２条　この法律の施行の日前にした第１条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律（附則第４条において「第１条による改正前の法」という。）第２条第２項に規定するストーカー行為に該当する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（条例との関係）

第３条　地方公共団体の条例の規定で、第１条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律で規制する行為で同法で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2　前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（禁止命令等に関する経過措置）

第４条　次に掲げる命令についての第２条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（以下この条において「第２条による改正後の法」という。）第５条第８項の規定の適用については、同項中「日から起算して１年」とあるのは、「時から、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部

を改正する法律（平成28年法律第102号）附則第１条ただし書に規定する日から起算して１年を経過する日まで」とする。

一　附則第１条ただし書に規定する日前にした第２条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律（次条において「第２条による改正前の法」という。）第５条第１項の規定による命令

二　この法律の施行の日前に第１条による改正前の法第５条第１項の規定による命令を受けた者に対し、当該命令に係る第１条による改正前の法第３条の規定に違反する行為について附則第１条ただし書に規定する日から起算して１年以内にした第２条による改正後の法第５条第１項の規定による命令

２　前項第二号に掲げる第２条による改正後の法第５条第１項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者に対し当該この法律の施行の日前にした第１条による改正前の法第５条第１項の規定による命令は、その効力を失うものとする。

（仮の命令に関する経過措置）

第５条　附則第１条ただし書に規定する日前にした第２条による改正前の法第６条第１項の規定による命令については、同条第２項から第11項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第２項中「前項」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）第２条の規定による改正前の第６条第１項」と、同条第８項中「したとき」とあるのは「し、又は前条第３項の規定により禁止命令等をしたとき」と、同条第９項中「場合」とあるのは「場合及び前条第３項の規定により禁止命令等をする場合」とする。

（政令への委任）

第７条　附則第２条から第５条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　基本方針等（第５条・第６条）
第３章　事業主行動計画等
　第１節　事業主行動計画策定指針（第７条）
　第２節　一般事業主行動計画（第８条―第14条）
　第３節　特定事業主行動計画（第15条）
　第４節　女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
第４章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条―第25条）
第５章　雑則（第26条―第28条）
第６章　罰則（第29条―第34条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第２条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

２　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

３　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第３条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第５条第１項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第４条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第２章　基本方針等

（基本方針）

第５条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

５　前２項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第６条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第３章　事業主行動計画等

第１節　事業主行動計画策定指針

第７条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第１項に規定する一般事業主行動計画及び第 15 条第１項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

２　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

３　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第２節　一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第８条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、

これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8　第３項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第４項から第６項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第９条　厚生労働大臣は、前条第１項又は第７項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条　前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第１項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第９条の認定を取り消すことができる。

一　第９条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　不正の手段により第９条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第12条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第１項及び第３項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4　承認中小事業主団体は、第１項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　職業安定法第37条第２項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第５条の３第１項及び第３項、第５条の４、第39条、第41条第２項、第48条の３、第48条の４、第50条第１項及び第２項並びに第51条の２の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、

同法第50条第３項及び第４項の規定はこの項において準用する同条第２項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第２項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第２項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第36条第２項及び第42条の２の規定の適用については、同法第36条第２項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の２中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第２項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条　公共職業安定所は、前条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条　国は、第８条第１項若しくは第７項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第３節　特定事業主行動計画

第15条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　特定事業主は、毎年少なくとも１回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第４節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条　第８条第１項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2　第８条第７項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条　特定事業主は、内閣府令で定めるところによ

り、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第４章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第18条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その地の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

４　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第19条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第20条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

２　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第21条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第22条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第23条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第１項の規定により国が講ずる措置及び同条第２項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第３項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

３　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

４　協議会は、関係機関及び前２項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

５　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条　前２条に定めるもののほか、協議会の組織及

び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第５章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第 26 条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第８条第１項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第 27 条　第８条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第 28 条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第６章　罰則

第 29 条　第 12 条第５項において準用する職業安定法第41条第２項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一　第 18 条第４項の規定に違反した者

二　第 24 条の規定に違反した者

第 31 条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

一　第 12 条第４項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二　第 12 条第５項において準用する職業安定法第 37 条第２項の規定による指示に従わなかった者

三　第 12 条第５項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一　第 10 条第２項の規定に違反した者

二　第 12 条第５項において準用する職業安定法第 50 条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第 12 条第５項において準用する職業安定法第 50 条第２項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 33 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条　第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第３章（第７条を除く。）、第５章（第 28 条を除く。）及び第６章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第５条の規定は、平成 28 年４月１日から施行する。

（この法律の失効）

第２条　この法律は、平成 38 年３月 31 日限り、その効力を失う。

２　第18条第３項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第４項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

３　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 24 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第１項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

４　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第１項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第３条　前条第２項から第４項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第４条　政府は、この法律の施行後３年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

昭和47年7月1日法律第113号
最終改正　平成28年3月31日法律第17号

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
　第１節　性別を理由とする差別の禁止等（第５条―第10条）
　第２節　事業主の講ずべき措置（第11条―第13条）
　第３節　事業主に対する国の援助（第14条）
第３章　紛争の解決
　第１節　紛争の解決の援助（第15条―第17条）
　第２節　調停（第18条―第27条）
第４章　雑則（第28条―第32条）
第５章　罰則（第33条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第２条　この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

２　事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第３条　国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第４条　厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

２　男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一　男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

３　男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

４　厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

５　厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

６　前２項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第２章　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第１節　性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第５条　事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。

第６条　事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

一　労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練

二　住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であって厚生労働省令で定めるもの
三　労働者の職種及び雇用形態の変更
四　退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第７条　事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であって労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第８条　前３条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第９条　事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

２　事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

３　事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第１項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第２項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

４　妊娠中の女性労働者及び出産後１年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

（指針）

第 10 条　厚生労働大臣は、第５条から第７条まで及び前条第１項から第３項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

２　第４条第４項及び第５項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第４項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第２節　事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第 11 条　事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

２　厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

３　第４条第４項及び第５項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第４項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第 11 条の２　事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第 65 条第１項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第２項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

２　厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

３　第４条第４項及び第５項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第４項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第 12 条　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和 40

年法律第 141 号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第 13 条　事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3　第４条第４項及び第５項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第４項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第３節　事業主に対する国の援助

第 14 条　国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一　その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二　前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成

三　前号の計画で定める措置の実施

四　前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

五　前各号の措置の実施状況の開示

第３章　紛争の解決

第１節　紛争の解決の援助

（苦情の自主的解決）

第 15 条　事業主は、第６条、第７条、第９条、第 12 条及び第 13 条第１項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第 16 条　第５条から第７条まで、第９条、第 11 条第１項、第 11 条の２第１項、第 12 条及び第 13 条第１項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）第４条、第５条及び第 12 条から第 19 条までの規定は適用せず、次条から第 27 条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第 17 条　都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2　事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第２節　調停

（調停の委任）

第 18 条　都道府県労働局長は、第 16 条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第６条第１項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2　前条第２項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第 19 条　前条第１項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、３人の調停委員が行う。

2　調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第 20 条　委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2　委員会は、第 11 条第１項及び第 11 条の２第１項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動又は同項に規定する言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第21条　委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第22条　委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第23条　委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。
2　委員会は、前項の規定により調停を打ち切ったときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

（時効の中断）
第24条　前条第１項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第２項の通知を受けた日から30日以内に調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があったものとみなす。

（訴訟手続の中止）
第25条　第18条第１項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、４月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。
一　当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。
二　前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
2　受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
3　第１項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第１項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（資料提供の要求等）
第26条　委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（厚生労働省令への委任）
第27条　この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第４章　雑則

（調査等）
第28条　厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。
2　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
3　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
第29条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
2　前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（公表）
第30条　厚生労働大臣は、第５条から第７条まで、第９条第１項から第３項まで、第11条第１項、第11条の２第１項、第12条及び第13条第１項の規定に違反している事業主に対し、前条第１項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（船員に関する特例）
第31条　船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第６条第１項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第４条第１項並びに同条第４項及び第５項（同条第６項、第10条第２項、第11条第３項、第11条の２第３項及び第13条第３項において準用する場合を含む。）、第10条第１項、第11条第２項、第11条の２第２項、第13条第２項並びに前３条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第４条第４項（同条第６項、第10条第２項、第11条第３項、第11条の２第３項及び第13条第３項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第６条第二号、第７条、第９条第３項、第11条の２第１項、第12条及び第29条第２項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第９条第３項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第２項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和22年法律第100号）第87条第１項又は第２項の規定によって作業に従事しなか

ったこと」と、第11条の２第１項中「労働基準法第65条第１項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第２項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第87条第１項又は第２項の規定によって作業に従事しなかったこと」と、第17条第１項、第18条第１項及び第29条第２項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第18条第１項中「第６条第１項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第21条第３項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

２　前項の規定により読み替えられた第18条第１項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第19条から第27条までの規定は、適用しない。

３　前項の調停の事務は、３人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

４　調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

５　第20条から第27条までの規定は、第２項の調停について準用する。この場合において、第20条から第23条まで及び第26条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第21条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第26条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第27条中「この節」とあるのは「第31条第３項から第５項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第32条　第２章第１節及び第３節、前章、第29条並びに第30条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第２章第２節の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第２条第二号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和22年法律第85号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第２条第５項に規定する隊員に関しては適用しない。

第５章　罰則

第33条　第29条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和58年12月２日法律第78号）

１　この法律（第１条を除く。）は、昭和59年７月１日から施行する。

２　この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附　則（昭和60年６月１日法律第45号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、昭和61年４月１日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第19条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第20条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、第１条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第２条の規定による改正後の労働基準法第６章の２の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成３年５月15日法律第76号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成７年６月９日法律第107号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成７年10月１日から施行する。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第９条　この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第30条及び

第31条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2　この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第２条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第34条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附　則（平成９年６月18日法律第92号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成11年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第１条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第３条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第５条、第６条、第７条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第３条、第６条、第７条、第10条及び第14条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定　公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第１条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第26条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定（「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。）、同法第27条の改正規定（「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に２項を加える部分に限る。）、同法第34条の改正規定（「及び第12条第２項」を「、第12条第２項及び第27条第３項」に改める部分、「第12条第１項」の下に「、第27条第２項」を加える部分及び「第14条及び」を「第14条、第26条及び」に改める部分に限る。）及び同法第35条の改正規定、第３条中労働基準法第65条第１項の改正規定（「10週間」を「14週間」に改める部分に限る。）、第７条中労働省設置法第５条第四十一号の改正規定（「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。）並びに附則第５条、第12条及び第13条の規定並びに附則第14条中運輸省設置法（昭和24年法律第157号）第４条第１項第二十四号の２の３の改正規定（「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。）平成10年４月１日

（罰則に関する経過措置）

第２条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成11年７月16日法律第87号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成12年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第１条中地方自治法第250条の次に５条、節名並びに２款及び款名を加える改正規定（同法第250条の９第１項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第40条中自然公園法附則第９項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の３の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第６条、第８条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第７条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第４項及び第５項、第73条、第77条、第157条第４項から第６項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定　公布の日

（新地方自治法第156条第４項の適用の特例）

第122条　第375条の規定による改正後の労働省設置法の規定による都道府県労働局（以下「都道府県労働局」という。）であって、この法律の施行の際第375条の規定による改正前の労働省設置法の規定による都道府県労働基準局の位置と同一の位置に設けられているものについては、新地方自治法第156条第４項の規定は、適用しない。

（職業安定関係地方事務官に関する経過措置）

第123条　この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第８条に規定する職員（労働大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第158条において「職業安定関係地方事務官」という。）である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の都道府県労働局の職員となるものとする。

（地方労働基準審議会等に関する経過措置）

第124条　この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による地方労働基準審議会、地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、地方最低賃金審議会、地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会並びにその会長、委員その他の職員は、相当の都道府県労働

局の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

（国等の事務）

第159条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第160条　この法律（附則第１条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第２条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

２　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第161条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

２　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第２条第９項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第162条　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第163条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第164条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

２　附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第250条　新地方自治法第２条第９項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第１に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条　政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則（平成11年７月16日法律第104号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平

成11年法律第88号）の施行の日から施行する。

附　則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第１条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成13年７月11日法律第112号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成13年10月１日から施行する。

附　則（平成13年11月16日法律第118号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年５月31日法律第54号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成14年７月１日から施行する。

（経過措置）

第28条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第29条　この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第30条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成14年７月31日法律第98号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第１章第１節（別表第１から別表第４までを含む。）並びに附則第28条第２項、第33条第２項及び第３項並びに第39条の規定　公布の日

（罰則に関する経過措置）

第38条　施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第39条　この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則（平成18年６月21日法律第82号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成19年４月１日から施行する。ただし、附則第７条の規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成17年法律第62号）中社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第２条第１項第一号の４の改正規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第２条　この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第６条第１項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第５条第１項のあっせんに係る紛争については、第１条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効の中断に関する経過措置）

第３条　この法律の施行の際現に委員会に係属している第１条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第14条第１項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第24条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第４条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第５条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、新法及び第２条の規定による改正後の労働基準法第64条の２の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について

検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成 20 年５月２日法律第 26 号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成 20 年 10 月１日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第６条　この法律の施行前にした行為及び前条第４項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第７条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第９条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成 24 年６月 27 日法律第 42 号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成 26 年６月 13 日法律第 67 号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第 14 条第２項、第 18 条及び第 30 条の規定　公布の日

（処分等の効力）

第28条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第29条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第30条　附則第３条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附　則（平成 28 年３月 31 日法律第 17 号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成29年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第７条の規定並びに附則第 13 条、第 32 条及び第 33 条の規定　公布の日

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第11条　この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）第６条第１項の紛争調整委員会又は同法第21条第１項の規定により読み替えて適用する同法第５条第１項の規定により指名するあっせん員に係属している同項のあっせんに係る紛争については、第５条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第16条及び第８条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 52 条の３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第13条　附則第１条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第 14 条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、第５条、第６条及び第８条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 33 条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

萩市男女共同参画プラン（第２次改定版）

発行年月　平成29年３月
発　　行　萩　　市
編　　集　萩市市民活動推進部 市民活動推進課 男女共同参画推進室
〒758-8555　萩市大字江向510番地
TEL 0838-25-3227
FAX 0838-25-6623